# 指定管理者募集にかかる行政の福祉化関係説明資料

（令和8年 10 月）

大　　阪　　府

# 目　　次

【関係資料】

≪資料１≫大阪府における行政の福祉化の取組みについて ・・・・・・・・・・・・ P1
[担当課]福祉総務課　企画グループ（庁内内線6687）

≪資料２≫ハートフル条例の概要及び障がい者雇用率制度について　・・・・・・・・ P2
[担当課]雇用推進室就業促進課　障がい者雇用促進グループ（06-6360-9077）

≪資料３≫地域就労支援センターについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
[担当課]雇用推進室就業促進課　就業支援グループ（06-6360-9072）

≪資料４≫母子家庭等就業・自立支援センターについて ・・・・・・・・・・・・ P14
[担当課] 子ども家庭局子育て支援課　事業推進グループ（庁内内線4261）

≪資料５≫自立支援センター舞洲の概要について ・・・・・・・・・・・・・・・ P17
[担当課]雇用推進室労働環境課　労働対策グループ（庁内内線6762）

≪資料６≫大阪ホームレス就業支援センターについて ・・・・・・・・・・・・・ P19
[担当課]雇用推進室労働環境課　労働対策グループ（庁内内線6762）

≪資料７≫地域若者サポートステーションについて ・・・・・・・・・・・・・・ P20
[担当課]雇用推進室就業促進課　就業支援グループ（06-6360-9072）

≪資料８≫自立相談支援機関（生活困窮者自立支援制度）について ・・・・・・・ P21
[担当課] 地域福祉推進室地域福祉課　地域福祉支援ｸﾞﾙｰﾌﾟ（庁内内線2423）

≪資料９≫「障害者等の職場環境整備等支援組織(生活困窮者分野)」について ・・・・ P27
[担当課] 地域福祉推進室地域福祉課　地域福祉支援ｸﾞﾙｰﾌﾟ（庁内内線2423）

≪資料 10≫知的障がい者等の現場就業への取組みについて ・・・・・・・・・ P30
[担当課]障がい福祉室自立支援課　就労支援グループ（庁内内線2465）

≪資料 11≫「障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）」について・・・・ P32
[担当課]障がい福祉室自立支援課　就労支援グループ（庁内内線2465）

≪資料 12≫障がい者等の職場環境整備等支援組織による支援スケジュール ・・・・ P35
[担当課]障がい福祉室自立支援課 就労支援グループ（庁内内線2465）

≪資料 13≫知的障がい者等の雇用及び職場定着を円滑に行うために～事例紹介～ ・ P36
[担当課]障がい福祉室自立支援課 就労支援グループ（庁内内線2465）

≪資料 14≫障害者就業・生活支援センターについて ・・・・・・・・・・・・・・ P38
[担当課]障がい福祉室自立支援課 就労支援グループ（庁内内線2465）

≪資料 15≫(一社)おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP)について ・・・・・ P40
[担当課]雇用推進室就業促進課 就業支援グループ（06-6360-9072）

≪資料 16≫大阪府障がい者サポートカンパニー制度について・・・・・・・・・・・ P41
[担当課]雇用推進室就業促進課 障がい者雇用促進グループ（06-6360-9077）

≪資料 17≫公正採用選考人権啓発推進員について ・・・・・・・・・・・・・・・ P42
[担当課]雇用推進室労働環境課 労政・労働福祉グループ（06-6210-9518）

≪資料 18≫保護観察対象者等の雇用について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P45
[担当課]危機管理室治安対策課 支援推進グループ（庁内内線4843）

# 大阪府における行政の福祉化の取組みについて

資料１

## 行政の福祉化とは

府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通して、障がい者やひとり親家庭の父母、高齢者などの雇用・就労機会を創出し、『自立を支援する取り組み』であり、全庁的に進めている。

## 行政の福祉化促進プロジェクトチーム（H⑪～H⑮）

◎平成１１年１１月　副知事をトップに各部局総務担当課長で結成

### 取り組みにあたっての視点

○　福祉の目指すべき方向は、障がい者や母子世帯の母、高齢者など特定の課題を抱えている人たちに対し、それぞれの人の自立した生活を支援していくという視点が不可欠！

○　健康福祉部だけでなく、府政のあらゆる分野で既存資源を活用、あるいは行政手法の改善工夫を行うことで自立支援を促進する。とりわけ雇用就労につなげていく必要があるが新たに雇用創出のための事業化･予算化はしない！

**あくまで既存の予算・事業・資源を活用して取り組む**

○　「福祉は担当部局のみが行なう」という職員の意識も同時に改革していく！

### 平成１２年３月『行政の福祉化促進プロジェクト報告書』策定

【新たな課題】雇用失業情勢のさらなる悪化
⇒とりわけ障がい者、母子家庭の母をめぐる雇用環境の悪化

### 平成１５年３月『平成１４年度　行政の福祉化推進プロジェクト報告書』策定

**概　要**

これまでの取組みに加え、府の公共発注や公務労働を活用して、障がい者や母子家庭の母の雇用により一層つながる視点で次の項目を重点的に検討。

（１）官公需発注に際して、障がい者雇用・就労支援の検討
⇒　・総合評価一般競争入札制度の導入
・府有施設における清掃業務の就労訓練（就労支援）の取組み　等

（２）緊急地域雇用創出特別基金事業の活用（平成 11～16 年度）

（３）既存資源の福祉活用の検討
⇒　・グループホーム、ケアホームへの府営住宅の提供
・府立高等学校余裕教室の福祉的活用　等

（４）公務労働分野における障がい者等の就労促進方策の検討
⇒　・非常勤事務職員として母子家庭の母を雇用
・知的障がい者を非常勤職員としてモデル雇用　等

## 報告書策定以降の取組み

○　平成１８年度からの指定管理者の選定にあたり、障がい者雇用の促進など、行政の福祉化の観点を審査基準等に盛り込み、障がい者や母子家庭の母などの就職困難者の雇用を創出

○　平成 19 年度からの大阪版市場化テストにおいても就職困難者の雇用を創出

○　平成 29 年度、行政の福祉化のさらなる推進のため、社会福祉審議会に行政の福祉化推進検討専門部会を設置し「**行政の福祉化の推進のための提言**」がとりまとめられた。

## 庁内の推進体制

座長：福祉総務課長　　構成員：各部局総務担当課長

※各部局で「行政の福祉化推進員」を指定し、行政の福祉化に関する施策の進捗状況の把握及びに施策実施の促進に務める。

## 主要項目における取組み結果（令和７年３月末時点）

◎官公需発注等による、就職困難者等の雇用・就労支援の状況

| | 雇用者数 | 備考 |
|---|---|---|
| 総合評価入札制度 | 106 | |
| 大規模（10 施設） | 91 | 平成 15 年度～全国初の取組み |
| 中規模（6 施設） | 15 | 平成 18 年度から実施：府民センター（5 箇所）及び大阪国際がんセンター等 |
| 指定管理者制度（67 施設） | 420 | 新規雇用者数＋契約期間における既雇用者数 |
| 合　　計 | 526 | |

◎既存資源の福祉的活用
・知的障がい者、精神障がい者のｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑの開設にあたり、府営住宅を累計 526 箇所(851 戸)提供（継続事業）

◎公務労働分野における就労促進
・９名のひとり親の家庭の親を非常勤事務職員として雇用（継続事業）
・知的障がい者 24 名及び精神障がい者４名を非常勤事務職員としてチャレンジ雇用（継続事業）
※知的障がい者の配置については、23 年度よりハートフルオフィス（大手前・咲洲両庁舎）を設置。
精神障がい者の配置については、従来どおり所属配置。
・令和２年度より教育センターにて知的障がいのある府立学校卒業生を雇用する教育庁ハートフルオフィスを設置。

◎市町村への働きかけ
・総合評価入札制度（プロポーザル含む）導入市町　19 市（R7.3.31 時点）

≪参考≫
・大阪府内民間企業における障害者法定雇用率達成割合は 41.4%と未だ低い状況にある。（R7.12.19 時点）
※民間企業の法定雇用率は：令和５年度…2.3%、令和６年４月から…2.5%、令和８年７月から…2.7%

## 「行政の福祉化の推進のための提言」以降の取組み

◆平成 31 年４月１日、ハートフル条例に行政の福祉化の理念を取り入れ改正・施行

①ひとり親、生活困窮者など、就職困難者に対象を拡大

②公契約における就職困難者の就労支援の推進

♦R1 より指定管理者制度において支援組織活用について加点
♦R1.7.26　障がい者分野（１団体目）の支援組織を認定
♦R2.7.31　障がい者分野（２団体目）および生活困窮者分野の支援組織を認定

③令和３年度にひとり親雇用を進める事業主への表彰制度「大阪府子育てハートフル企業顕彰制度」を新設

『プレイヤー（担い手）の拡大』と、困難を抱える人の『働く分野の拡大』の拡大を実現し、
すべての人がその人らしく、生き生きと暮らせる大阪、すなわち「大阪の福祉化」を目指す

大阪府

資料２－１

# 障がい者雇用状況の改善に向けて、事業主の皆様のご協力をお願いします。

**☆ 大阪府と契約を締結した事業主**
**☆ 大阪府の補助金の交付決定を受けた事業主**
**☆ 大阪府の公の施設の指定管理者の指定を受けた事業主**

いずれかに該当する事業主の皆様は必ずお読みください

## 障がい者が生き生きと働き、自立した生活を送ることができる地域社会の実現に向け、『ハートフル条例』を施行しています。

大阪府は、障がいの有無にかかわらず、誰もが働くことに生きがいを感じながら充実した日々を過ごすことのできる地域社会の実現をめざしています。

そのため、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として、「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」を制定し、大阪府と関係のある事業主の皆様に、法定雇用率（障がい者雇用率）の達成に向けて取り組んでいただくこととしております。

事業主の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

**《ハートフル条例》**
https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/jyourei.html

**《ハートフル条例施行規則》**
https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/jyoureikisoku.html

## 大阪府障がい者雇用促進センター

ハートフル条例の運用や障がい者雇用に取り組む事業主の皆様をご支援させていただくため、大阪府商工労働部雇用推進室に設置された組織です。

## Ⅰ．ハートフル条例※の対象となる事業主の皆様

※以下、「条例」といいます。

次の（１）及び（２）に該当する事業主の皆様が対象となります。

### （１） 次のいずれかに該当する事業主

■ **大阪府との間で締結される契約（府の支出の原因となる契約に限る。）のうち、次のいずれかに該当する契約を締結した事業主**

・ 一般競争入札又は指名競争入札により締結する契約
・ 随意契約により締結する契約のうち、(ア)(イ)のいずれかに該当する契約
(ア)公募型プロポーザル方式により相手方を決定する随意契約
(イ)地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号（＊１）又は第４号（＊２）の規定により締結する契約
＊１：障がい者支援施設等から物品を買い入れる契約やｼﾙﾊﾞｰ人材ｾﾝﾀｰ等から役務の提供を受ける契約等
＊２：知事の認定した者から新商品として生産された物品を買い入れる契約

■ **大阪府の補助金の交付決定を受けた事業主**

■ **大阪府の公の施設について指定管理者の指定（公募に応じて指定の申請をした場合に限る。）を受けた事業主**

### （２） 事業主の規模等

■ 常用雇用労働者**４０人以上**（注１）の民間事業主（法定雇用率 2.5％）
■ 常用雇用労働者**３６人以上**（注１）の特殊法人及び独立行政法人(法定雇用率 2.8％)
■ 障害者の雇用の促進等に関する法律第４４条から第４５条の３までの規定により、障がい者雇用率の算定の特例を受けている親事業主、特例子会社、関係会社、関係親事業主、関係子会社、事業協同組合等、特定事業主



**(注１) チェックポイント！**

**●令和８年７月から、法定雇用率が引き上げられます。**

| 事業主区分 | 令和６年 4 月～令和 8 年 6 月 | 令和 8 年 7 月～ |
|---|---|---|
| 民 間 企 業 | 2.5% | 2.7% |
| 特殊法人及び独立行政法人 | 2.8% | 3.0% |

〔注〕対象事業主の範囲が広がります。
例：民間企業 R6.4 から 40.0 人以上→ R8.7 から 37.5 人以上
※除外率が適用される場合には、適用後の労働者数を常用雇用労働者数として算定します。

**○その他**
**除外率が設定業種ごとにそれぞれ 10 ポイント引き下げられています。（令和７年４月以降）**

## Ⅱ．条例に基づく手続き等

### （１）　障がい者雇用状況の報告

条例の対象となる事業主は、障がい者の雇用状況（注２）を大阪府知事に報告していただく必要があります。（条例第１７条第１項）

#### ■　報告期限

「契約締結日」、「補助金の交付決定があった日」、「指定管理者の指定を受けた日」の翌日から起算して１０日を経過する日までです。期限を過ぎている方は速やかに提出してください。

#### ■　報告内容

**管轄の公共職業安定所長に提出した障害者雇用状況報告書（写し）を提出**

**※上記の障害者雇用状況報告書が無い場合は、大阪府が定める様式に記載して提出してください。**

様式は次のウェブサイトからダウンロードできます。

**https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/jorei-yoshiki/index.html**

#### ■　報告方法（メール等）

**～メールにてご提出可能です！～**

**詳細の提出方法につきましては、以下をご確認ください。**

**https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/mailhokoku17.html**

ハートフル条例　メール提出　検　索

**郵送提出につきましては p.8 の提出先に送付をお願いいたします。**

**※郵送いただく際、報告書の余白又は裏面、あるいは別紙に、下記の知事あて報告する旨を記載および「契約名と契約日」、「補助金名と交付決定日」、「指定管理者となった施設名と指定を受けた日」をご記入ください。**

記載例：

大阪府知事　様

大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第１７条第１項の規定により、報告します。

令和○○年○○月○○日

株式会社　△△　代表取締役　□□　□□

契約名等：△△△△

契約日等：○○年○○月○○日

**※代表印の押印は必要ありません。**

#### ■　その他

- **条例第 17 条第 1 項に基づき、大阪府知事に対し、すでに同じ年の６月１日現在の雇用状況をご報告いただいている場合には、改めて報告していただく必要はありません。**
- **条例に基づき作成した障がい者雇入れ計画の期間が終了していない場合には、同条例第 17 条第 1 項に基づく大阪府知事あての雇用状況の報告は必要ありません。**

・ **親事業主、特例子会社、関係会社、関係親事業主、関係子会社、事業協同組合等、特定事業主については、特例を受けている全事業主分の雇用状況を報告してください。この場合、契約締結等の相手方が特例子会社、関係会社、関係子会社、特定事業主、（以下「特例子会社等」といいます。）であるときは、特例子会社等が全事業主分の雇用状況を報告してください。**



**（注２）チェックポイント！**

**障がい者の雇用状況の報告について**

報告日直前の６月１日現在の障がい者の雇用状況を報告していただくこととなっていますので、ご注意ください。

※ただし、**5** 月 **23** 日から **7** 月 **4** 日までの間に契約締結・補助金の交付決定・指定管理者の指定を受けた場合は、**7** 月 **15** 日までに、当該年度の雇用状況をご報告ください。

《例》 令和 **8** 年４月 **20** 日に報告する場合…令和 **7** 年６月１日時点の障がい者の雇用状況を報告
令和 **8** 年７月 **19** 日に報告する場合…令和 **8** 年６月１日時点の障がい者の雇用状況を報告

## （２） 障がい者雇入れ計画の作成

条例の対象となる事業主のうち、雇用障がい者数が法定雇用障がい者数を下回る事業主（以下「未達成事業主」といいます。）は、２年以内に法定雇用障がい者数以上となるように障がい者雇入れ計画を作成し、大阪府知事に提出していただく必要があります。（条例第１８条第１項）

### ■ 提出期限

「契約締結日」、「補助金の交付決定があった日」、「指定管理者の指定を受けた日」の翌日から起算して２月を経過する日まで

### ■ 計画様式

様式は次のウェブサイトからダウンロードできます。

https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/jorei-yoshiki/index.html

ハートフル条例　様式　　検　索

### ■ 計画期間

・ 雇入れ計画の計画期間は２年以内です。ただし、公共職業安定所長の命令により計画を作成している場合は、その計画の期間の末日を雇入れ計画の期間の末日とすることができます。

・ 提出いただいた雇入れ計画が著しく不適当であると認めるときは、知事は当該雇入れ計画を変更するよう勧告することがあります。（条例第１８条第２項）

### （３） 進捗状況及び達成状況の報告

未達成事業主は雇入れ計画を提出後、その計画の進捗状況や達成状況を大阪府知事に報告していただく必要があります。

#### ■ 進捗状況の報告

・ 計画期間が **2** 年の障がい者雇入れ計画を作成した場合は、計画期間の開始日より **1** 年を経過した日から１月以内に当該雇入れ計画の進捗状況を報告していただく必要があります。（条例第２０条第１項）

※計画期間により、報告いただく期日が変わります。

・ 雇入れ計画の進捗状況が適当でないと認められるときには、知事は当該雇入れ計画を確実に実施するよう勧告することがあります。（条例第２０条第２項）

#### ■ 達成状況の報告

・ 障がい者雇入れ計画の期間の終了後、４５日以内に当該雇入れ計画の達成状況を報告していただく必要があります。その際、計画を達成できなかった場合にはその理由を報告していただく必要があります。（条例第２１条）

## Ⅲ．条例を守らなかったとき等の措置

### （１） 氏名又は名称等の公表

・ 大阪府知事は、次のいずれかに該当する場合において、その行為について正当な理由がないと認めるときは、その者の氏名又は名称、住所及びその行為の内容を公表することがあります。（条例第２３条第 **1** 項）

> ・「障がい者の雇用状況」、「障がい者雇入れ計画の進捗状況」及び「障がい者雇入れ計画の達成状況」の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
>
> ・「障がい者雇入れ計画」の提出をせず、又は虚偽の計画を提出したとき。
>
> ・ 条例第１８条第２項（障がい者雇入れ計画の作成等）及び第２０条第２項（障がい者雇入れ計画の進捗状況の報告）の規定による知事の勧告に従わなかったとき。
>
> ・ 条例第２２条第１項（報告の徴収及び立入調査）の規定による報告の要求に応じず若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨忌、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

・ 障がい者雇入れ計画を達成することができなかった場合において、そのことが計画を提出した事業主の責めに帰すべき重大な理由によるものと認められるときは、その者の氏名又は名称、住所及びその旨を公表することがあります。（条例第２３条第２項）

### （２） 制限措置の実施 《ご注意ください。》

条例第２３条により氏名等を公表された事業主については、一定期間、契約の相手方、補助事業の対象者又は指定管理者となれないことがあります。

「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例の規定に基づき氏名等を公表された事業主に係る契約の締結及び補助金の交付等の制限措置に関する要綱」

https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/simeikouhyou.html

## Ⅳ．未達成事業主への支援

大阪府障がい者雇用促進センターでは、障がい者雇入れ計画を提出された事業主の計画達成に必要な助言や支援を行います。（条例第１９条）

**※ご利用は全て無料です。**

### ◆ 障がい者雇用に関するご相談

センターには、民間企業での障がい者雇用に関する経験豊富な人材が常駐していますので、いつでも気軽にご相談いただけます。

### ◆ 専門家派遣

障がい者雇用のための様々な社内環境整備をサポートするため、事業主のもとへ民間企業経営経験者などの障がい者雇用に詳しい専門家を派遣します。

**《サポート内容》**

- 社内研修会や学習会の講師派遣
- 特例子会社設立のサポート
- 特例子会社や支援学校・訓練機関見学のコーディネート
- 雇用事例の紹介、障がい特性理解の促進
- 職場環境の改善、人事・労務管理のアドバイス、職場定着のノウハウ提供　など

### ◆ 職場実習受入れのコーディネート

障がい者の職場実習を検討される事業主と実習希望者の橋渡しを行います。

### ◆ 職業紹介

事業主と求職中の障がい者（職業訓練生や支援学校生徒、福祉施設利用者など）とのマッチングを行います。

### ◆ 各種セミナー・障がい者の職業訓練施設等見学会の開催

障がい者雇用の経験が少ない事業主を対象とした様々なセミナーや、障がい者の職業訓練施設などの見学会を開催します。

**《セミナー開催例》**　※　動画配信も行っています。

**◇はじめての障がい者雇用セミナー**

障がい者雇用の基本と先進企業の事例紹介を行うセミナーです。

**◇精神障がい者・発達障がい者雇用セミナー**

精神障がい者・発達障がい者の採用から雇用管理までを学ぶセミナーです。

**◇知的障がい者雇用セミナー**

知的障がい者の採用から雇用管理までを学ぶセミナーです。

**◇支援学校、障がい者職業訓練施設等見学セミナー**

障がい者が実際に職業訓練を行っている様子を見学できます。



**ご確認ください！**

**雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について**

**○差別の禁止**

募集・採用、賃金、配置、昇進、教育訓練などの雇用に関するあらゆる局面で、障がい者であることを理由とする差別が禁止されています。

**○合理的配慮の提供義務**

事業主は、合理的配慮として、障がい者一人ひとりの状態や職場の状況に応じて、例えば視覚障がいのある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うなどの措置を、過重な負担にならない範囲で提供していただく必要があります。

**○相談体制の整備等**

事業主は、相談窓口の設置など、障がい者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が求められます。また、事業主は、障がい者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

※大阪府では、障がいのある方の思いを大切にし、府民の障がい者理解を深めていくため、大阪府が作成する文書等においてマイナスのイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記しています。

# 契約の相手方等大阪府と関係のある事業主に対する法定雇用率達成指導の流れ

**府との契約等**　・契約　・補助金　・公の施設の指定管理

契約日等の翌日から
１０日経過するまで

**雇用状況報告書の提出**
（直前の 6 月 1 日の状況）
・常用雇用労働者 40 人以上の民間事業主
・常用雇用労働者 36 人以上の特殊法人等

**雇入れ計画の提出は不要** ← **不足数なし**

**未提出・虚偽** → **氏名又は名称等が公表されます**
※ 正当な理由がないとき

**不足数あり**

契約日等の翌日から
２月経過するまで

計画の達成に向けて、大阪府障がい者雇用促進センターがサポートいたします

**雇入れ計画の提出**
※計画期間（原則）2 年間
計画が著しく不適当なときは、計画を変更すべきことを勧告

1 年を経過した日から 1 月以内
（2 年間の計画の場合）

**進捗状況報告書の提出**
計画の進捗状況が適当でないときは計画を確実に実施すべきことを勧告

計画期間終了後 45 日以内

**達成状況報告書の提出**

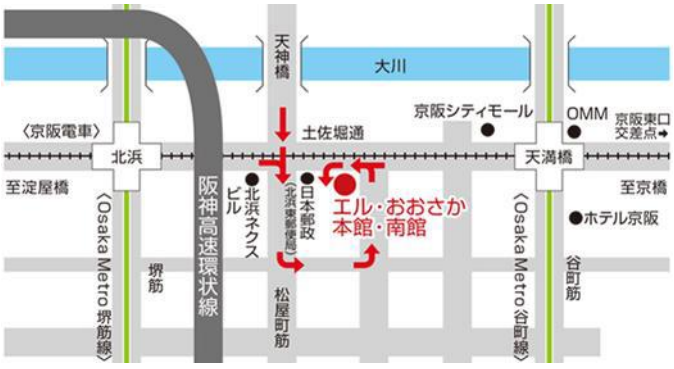
●未提出・虚偽
●勧告に従わないとき
→ **氏名又は名称等が公表されます**

**未達成**

**氏名又は名称等公表**　※事業主の責めに帰すべき重大な理由による場合

**審議会** → **答　申** → **知事 措置内容の決定** → **制限措置の実施** → **事業主 一定期間 契約制限等**

## お 問 い 合 わ せ ・ 書 類 の ご 提 出 先




※矢印は車でお越しの場合（有料駐車場あり）


**大阪府商工労働部雇用推進室**
**就業促進課障がい者雇用促進グループ**
**（大阪府障がい者雇用促進センター）**

＜所在地＞　〒５４０－００３１
大阪市中央区北浜東３－１４
エル･おおさか(大阪府立労働センター)本館１１階
＜電話＞　０６－６３６０－９０７７
０６－６３６０－９０７８
＜ＦＡＸ＞　０６－６３６０－９０７９

資料２－２

# 障がい者雇用率制度について

## 障がい者雇用率制度

事業主は、次のように障がい者雇用率（いわゆる法定雇用率）によって計算される法定雇用障がい者数以上の対象障がい者※1を雇用しなければなりません。この法定雇用障がい者数は、各事業所をまとめた企業全体について計算されることとなっています。

| 法定雇用障がい者数<br>(1 人未満端数切捨て) | ＝ | 企業全体の法定雇用障がい者の<br>算定の基礎となる労働者※2の総数 | × | 障がい者雇用率（民間企業の場合）<br>令和８年６月まで　…2.5%<br>令和８年７月から　…2.7% |
|---|---|---|---|---|

※1　身体障がい者（原則として身体障害者福祉法に規定する手帳の等級が１級から６級に該当する方７級に該当する障がいが２以上重複する方）、知的障がい者（知的障がい者判定機関（児童相談所、知的障害厚生相談所等）によって知的障がい者と判定された方）及び精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方）です。

※2　「常用雇用労働者の数（短時間労働者を除く）」＋（「短時間労働者の数」×0.5）－「左網掛の労働者の数に除外率を乗じて得た数(1 人未満端数切捨て)」

○常用雇用労働者とは、雇用契約の形式如何を問わず１週間の所定労働時間が 20 時間以上であって以下のいずれかの者です。なお、１週間の所定労働時間が 20 時間未満の方については、障がい者雇用率制度上の常用雇用労働者の範囲には含まれません。

(イ)　期間の定めなく雇用されている労働者

(ロ)　一定の期間（例えば、１週間、２か月、６か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去 1 年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から１年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

(ハ)　日々雇用される労働者であって、雇用契約が日々更新されて、過去１年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から１年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

○短時間労働者とは常用雇用労働者のうち、１週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満である者をいいます。

○除外率設定業種に属する事業を行う事業所を有する事業主については、該当事業所の「法定雇用障がい者の算定の基礎となる労働者の数」を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除することになります。

## 雇用障がい者数のカウント方法

対象となる障がい者を１人雇用している場合のカウント数は、次のとおりです。

| 週所定労働時間 | | 30 時間以上 | 20 時間以上 30 時間未満 | 10 時間以上 20 時間未満※4 |
|---|---|---|---|---|
| 身体障がい者 | | 1 | ０．５ | － |
| | 重度※1 | 2 | 1 | ０．５ |
| 知的障がい者 | | 1 | ０．５ | － |
| | 重度※2 | 2 | 1 | ０．５ |
| 精神障がい者 | | 1 | 1※3 | ０．５ |

※1　１級または２級及び３級に該当する障がいが２以上重複する方です。

※2　障がい程度が「A」及び「A」に相当する程度とする判定書をもらっている方です。

※3　精神障がい者である短時間労働者について、当分の間、雇入れからの期間等に関係なく、１人の雇用をもって１とカウントします。

※4　週所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の精神障がい者、重度身体障がい者及び重度知的障がい者について、雇用率上、０．５カウントとします。（就労継続支援Ａ型の利用者は除く。）

## 障がい者の雇用に関する状況の報告

事業主は、毎年６月１日現在における身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の雇用に関する状況の報告を、７月 15 日までに、「障害者雇用状況報告書」により企業の主たる事業所（いわゆる本社）の所在地を管轄する公共職業安定所の長に対して行わなければなりません。

※報告義務のある事業主

法定雇用障がい者数が１人以上となる事業主、すなわち企業全体の法定雇用障がい者の算定の基礎となる労働者の総数が 40.0 人以上の事業主（令和８年６月１日現在の場合）

※障がいのある方を把握・確認する際には、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン(厚生労働省)」により、障がいのある方の適正な把握・確認に努めてください。

**問い合わせ先**　大阪府商工労働部　雇用推進室就業促進課　障がい者雇用促進グループ
大阪市中央区北浜東３-14　エル・おおさか　本館 11Ｆ　℡06－6360－9077

資料３

# 地 域 就 労 支 援 事 業 の 概 要

地域就労支援事業では、大阪府内の全市町村が地域にある様々な支援機関と連携して、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々を支援し、一人ひとりが活き活きと働くことのできる社会の実現をめざします。

## ◆ 本事業の対象者（「就職困難者」）

1. 中途退学者や卒業後も未就職の状態にある若年者
2. 障がい者、ひとり親家庭の親、中高年齢者などの中で、働く意欲がありながら、雇用・就労を実現できない方々

## ◆ 地域就労支援センター

地域就労支援事業の実施場所は、各市町村に設置される地域就労支援センターです。

地域就労支援センターには、就労支援コーディネーター等が配置されており、就職困難者等の就職に関する相談に応じています。

また、就労支援コーディネーターは、教育・福祉等の庁内関係セクションと調整したり、関係機関や支援団体で構成される個別ケース会議等の協議を経て、相談者一人ひとりに応じた就労サポートプランを作成します。

（支援メニュー：パソコン講座、医療事務講座等や合同就職面接会等を実施。）

## ◆ 各種就労支援機関との連携

（主な地域の連携機関）

〇ハローワーク　　〇障害者就業・生活支援センター

〇母子家庭等就業・自立支援センター　〇地域若者サポートステーション等

（大阪府のバックアップ機関）

〇OSAKA しごとフィールド　総合受付　Tel　06-4794-9198

大阪市中央区北浜東 3-14　エル・おおさか　本館 2・3F

営業時間：平日　9:30～20:00　土曜　9:30～16:00

相談時間（キャリアカウンセリング）：平日　10:00～20:00（19:00　受付終了）

定休日　：日曜日・祝日・年末年始

〇（一社）おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）

地域就労支援センターの利用者に対する職場体験事業等の実施

● 地域就労支援事業は、就職困難者一人ひとりの状況に応じた支援を実施し、ハローワークと連携して職業紹介、就職斡旋をサポートしていきます。（※職業紹介等を直接実施している市町村もあります。）

各種支援メニューについては、各市町村によって異なりますので、詳しくは裏面の各地域就労支援センターへお問い合わせください。

# 市町村地域就労支援センター

令和８年７月１日現在

| 市町村名 | 所在地 | | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| 大阪市 | 大阪市浪速区木津川２－３－８ | Ａ´ワーク創造館内 | 06-6567-6890<br>0120-939-783 |
| 堺市 | 堺市堺区大仙西町２－69－９ | 公益財団法人　堺市就労支援協会内<br>ジョブシップさかい | 0120-0109-08 |
| 岸和田市 | 岸和田市岸城町７－１ | 岸和田市魅力創造部産業政策課内 | 072-423-9621 |
| 豊中市 | 豊中市庄内幸町４－29－１ | 庄内コラボセンター３階 | 06-6398-7463 |
| | 豊中市北桜塚２－２－１ | 豊中市立生活情報センターくらしかん内 | 06-6858-6861 |
| 池田市 | 池田市新町１－８ | 市民活動交流センター４階 | 072-751-0574 |
| 吹田市 | 吹田市昭和町 12－１ | 吹田市立勤労者会館（アスワーク吹田）３階 | 06-6170-6125 |
| | 吹田市岸部中１－22－２ | 吹田市交流活動館内 | 06-6388-5791 |
| 泉大津市 | 泉大津市東雲町９－12 | 市役所４階　人権くらしの相談課窓口 | 0725-33-1131 |
| 高槻市 | 高槻市桃園町２－１ | 高槻市健康福祉部福祉事務所福祉相談支援課内<br>くらしごとセンター | 072-674-7767 |
| 貝塚市 | 貝塚市畠中１－17－１ | 貝塚市健康福祉部市民相談室内 | 072-433-7086 |
| 守口市 | 守口市京阪本通２－５－５ | 守口市役所 6 階<br>くらしサポートセンター守口 | 06-6998-4510 |
| 枚方市 | 枚方市岡東町 12－１－502 | ひらかたサンプラザ 1 号館 5 階<br>NPO 法人枚方人権まちづくり協会内 | 072-844-8788 |
| 茨木市 | 茨木市駅前３－８－13 | 茨木市くらし産業環境部産業振興課内 | 072-620-1620 |
| 八尾市 | 八尾市光町２－60 | 八尾市ワークサポートセンター内 | 072-929-0040 |
| | 八尾市桂町２－37 | 桂人権コミュニティセンター内 | 072-922-1827 |
| | 八尾市安中町８－５－30 | 安中人権コミュニティセンター内 | 072-922-1892 |
| | 八尾市南太子堂２－１－45 | 龍華コミュニティセンター内 | 072-922-2911 |
| | 八尾市山本町１－８－11 | 山本コミュニティセンター内 | 072-922-3661 |
| 泉佐野市 | 泉佐野市上町３－11－48 | 泉佐野市生活産業部まちの活性課内 | 072-469-3131 |
| | 泉佐野市下瓦屋 222－１ | 泉佐野市立北部市民交流センター内 | 072-464-5725 |
| | 泉佐野市南中樫井 476－２ | 泉佐野市立南部市民交流センター内 | 072-466-6464 |
| 富田林市 | 富田林市若松町１－7－1 | 多文化共生・人権プラザ（TONPAL とんぱる）内 | 0721-24-3700 |
| 寝屋川市 | 寝屋川市早子町 16－11－101 | 京阪寝屋川市駅南口１階<br>寝屋川市パスポートセンター内 | 072-828-0751 |
| 河内長野市 | 河内長野市原町１－１－１ | 成長戦略局活力創造戦略部産業観光課内 | 0721-53-1111 |
| 松原市 | 松原市阿保１－１－１ | 松原市市民生活部産業振興課内 | 072-334-1550 |
| 大東市 | 大東市野崎１－24－１ | 野崎人権文化センター内 | 072-879-1818 |
| | 大東市北条３－10－５ | 北条人権文化センター内 | 072-877-5050 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 和泉市 | 和泉市府中町２－７－５ | 和泉市市民生活部くらしサポート課内 | 0725-99-8124 |
| | 和泉市伯太町６－１－20 | 和泉市立人権文化センター（ゆう・ゆうプラザ）内 | 0725-99-8124 |
| | 和泉市いぶき野５－４－７ | 和泉シティプラザ南棟２階 | 0725-99-8124 |
| | 和泉市太町 552 | 和泉市北部リージョンセンター内 | 0725-99-8124 |
| | 和泉市仏並町 398－1 | 和泉市南部リージョンセンター内 | 0725-99-8124 |
| 箕面市 | 箕面市西小路４－６－１ | 箕面市企画部商工労働課内 | 072-724-6727 |
| | 箕面市萱野１－19－４ | 萱野中央人権文化センター（らいとぴあ２１）内 | 072-722-7400 |
| | 箕面市桜ヶ丘４－19－３ | 桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ）内 | 072-721-4800 |
| 柏原市 | 柏原市大正２－10－１ | 柏原市地域福祉センター内１階 | 072-972-5573・5586 |
| 羽曳野市 | 羽曳野市向野２－５－２２ | 羽曳野市立人権文化センター内 | 072-937-0860 |
| | 羽曳野市誉田４－１－１ | 羽曳野市役所２階経済労働課内 | 072-947-3714 |
| 門真市 | 門真市中町１－１ | 門真市人権協会内 | 06-6902-6079 |
| 摂津市 | 摂津市三島１－１－１ | 摂津市生活環境部産業振興課内 | 06-6383-1362 |
| 高石市 | 高石市加茂４－１－１ | 高石市総合政策部まち未来戦略室産業共創課内 | 072-275-6189 |
| 藤井寺市 | 藤井寺市岡１－１－１ | 藤井寺市市民生活部産業労働課内 | 072-939-1337 |
| 東大阪市 | 東大阪市長堂一丁目 8－37 | ヴェル・ノール布施 4 階 | 06-4306-5475 |
| 泉南市 | 泉南市樽井９－16－２ | 泉南市立市民交流センター内 | 072-485-1401 |
| 四條畷市 | 四條畷市中野本町１－１ | 四條畷市無料職業紹介所 | 072-877-2121 |
| 交野市 | 交野市私部 1－1－1 | 交野市役所総務課内 | 072-892-0121 |
| 大阪狭山市 | 大阪狭山市狭山１－2384－１ | 大阪狭山市市民生活部産業<br>にぎわいづくりグループ内 | 072-366-6789 |
| 阪南市 | 阪南市尾崎町 35－１ | 阪南市市民部生活環境課内 | 072-472-6111 |
| 島本町 | 三島郡島本町桜井二丁目１番１号 | 島本町都市創造部にぎわい創造課内 | 075-962-2846 |
| 豊能町 | 豊能郡豊能町余野 414－１ | 豊能町都市建設部農林商工課内 | 072-739-3424 |
| 能勢町 | 豊能郡能勢町宿野 30 | 能勢町まちづくり推進部魅力創造課内 | 072-734-3241 |
| 忠岡町 | 泉北郡忠岡町忠岡東１－34－１ | 忠岡町役場４階 | 0725-22-1122 |
| 熊取町 | 泉南郡熊取町野田１－１－１ | 熊取町住民部産業振興課内 | 072-452-6085 |
| 田尻町 | 泉南郡田尻町嘉祥寺 883－１ | 田尻町総合保健福祉センター内 | 072-466-5018 |
| 岬町 | 泉南郡岬町多奈川谷川 1905－22 | 岬町文化センター内 | 072-492-3270 |
| | 泉南郡岬町淡輪 343－12 | 岬町交流センター内 | 072-492-1508 |
| 太子町 | 南河内郡太子町大字山田 88 | 太子町まちづくり推進部観光産業課内 | 0721-98-5521 |
| 河南町 | 南河内郡河南町大字白木 1359－６ | 河南町まち創造部農林商工観光課内 | 0721-93-2500 |
| 千早赤阪村 | 南河内郡千早赤阪村大字水分 180 | 千早赤阪村産業建設部農林環境課内 | 0721-26-7128 |

資料４

事　業　主　の　皆　様　へ

# ひとり親家庭の親の雇用にご協力ください

大阪府立母子・父子福祉センターは、母子家庭の母等ひとり親の就業自立を支援するため、厚生労働大臣の許可を得て職業紹介事業を行っています。

がんばる母子家庭のお母さん等ひとり親の自立を応援するため、当センターへ求人のお申し込みをいただきますようよろしくお願いいたします。

## 当センターでは

**取扱職業は全職種**

**人材を登録しています**

就業支援講習会（パソコン、簿記、介護職員初任者研修等）の修了者や、就業意欲の高い母子家庭のお母さん等が登録しています。

**特定求職者雇用開発助成金のご案内**

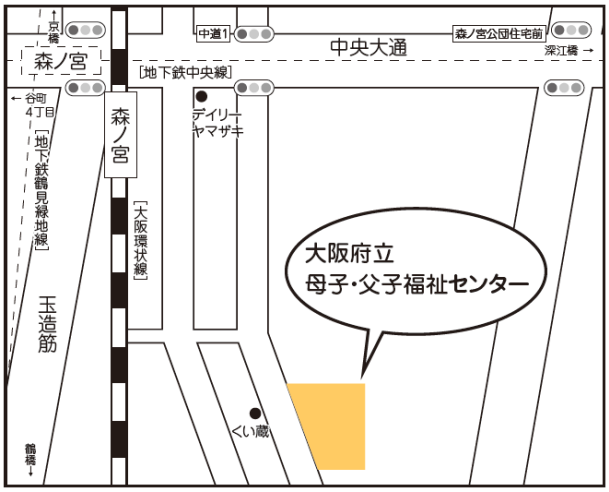
**◎特定求職者雇用開発助成金（国制度）とは**

当職業紹介所の紹介により、母子家庭のお母さん等を雇用保険の被保険者として雇い入れた場合、一定条件のもと、事業主に対し助成金が支給されます。

詳しくは下記まで。

## 申込・問合せ先


大阪府立母子・父子福祉センター
無料職業紹介所
〒537-0025　大阪市東成区中道１－３－59
TEL　０６（６７４８）０２６３
FAX　０６（６７４８）０２６４
http://www.osakafu-boshiren.jp/tocompany/

# 求人事業所の方へ

**■求人票について**

・求人票は、職種別、雇用形態別（常用、パート等）に別葉でお書きください。
・従事すべき業務内容、労働契約の期間、試用期間、就業場所、就業時間、時間外勤務、休憩時間、休日、賃金の額、規定されている手当、各種保険の適用など、正しい明示をお願いいたします。（職業安定法第５条の３）
・採用人数は、正確にご記入ください。
・紹介期限（有効期限）は、最長６カ月以内で自由に定めてください。
・求人票は当センターに直接お持ちいただくほか、郵送または FAX・Email でも受付いたします。
・受付が完了しましたら、求人票の控により受付番号をお知らせいたします。

**■受付後のお取り扱いについて**

・紹介期限（有効期限）後の紹介継続を希望される場合は、期限満了前に必ず当センターまで連絡してください。連絡のないときは、自動的に取下げとなります。
・応募者があったときには、当所から面接日時の調整について連絡をいたします。
・採否については、応募者の技能、経験、面接の結果などを踏まえ、合理的な基準のもと、できる限り早期に決定の上、応募者に連絡してください。あわせて当センターへのご連絡もお願いします。
・求人の取下げ等、ご紹介を必要としなくなったときは、直ちに当センターにご連絡ください。

**■助成金について**

当センターの紹介により、母子家庭の母等を雇入れた事業主は、一定の条件のもとに、**特定求職者雇用開発助成金**を受給することができます。
助成金を申請される場合には、「職業紹介証明書」を発行いたしますので、当センターにお申し出ください。

**大阪府立母子・父子福祉センター**
**無料職業紹介所**
（指定管理者　社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会）
〒537-0025　大阪市東成区中道１丁目３番 59 号
TEL　０６－６７４８－０２６３
FAX　０６－６７４８－０２６４
E-mail:boshiren@mint.ocn.ne.jp

厚生労働大臣許可　許可番号２７－ム－３０００４１
◇対象　ひとり親・寡婦・離婚後ひとり親になる予定の方

［受付 令和　　年　　月　　日］ **求　　人　　票** ［受付番号　　－　　］

| | | | |
|---|---|---|---|
| 紹介期限 | 令和　　年　　月　　日　（または 6 箇月） | | |
| 事業所番号 | －　　－ | | |
| 事業所名（ふりがな）個人事業主の場合事業主氏名 | | | |
| 所在地 〒<br>ＴＥＬ<br>ＦＡＸ | | | |
| 事業内容 | | | |
| 資 本 金 | 万円 | 創 業 | 大 昭 平　　年 |
| 従業員数 | 当事業所　　人（うち女性　　人）<br>企業全体　　人 | | |
| 加入保険 | 雇用・労災・健康・厚生・その他（　　） | | |
| 選考 面接選考 | 日 時 | ・随時　　・後日連絡 | |
| | 場 所 | | |
| ・書類選考　　・履歴書送付 | | | |
| 携行品 | ・履歴書 ・印鑑 ・ | | |
| 採否決定 | 即決 ・　　日後 | | |
| 担当者 | 課係名<br>氏　名　　様<br>連絡先　ＴＥＬ | | |
| 就業時間<br>交代制<br>無　有 | ①　　時　　分～　　時　　分<br>②　　時　　分～　　時　　分<br>③　　時　　分～　　時　　分 | | |
| 時 間 外 | 月平均　　時間 | | |
| 休憩時間 | 分 | | |
| 裁量労働 | 制度　無・有（　　業） | | |
| 休　日 | 日曜・祝日・土曜・その他（　　）<br>週休２日制（毎週・隔週・月　回）・無 | | |
| | 年間休日日数　　日 | | |
| 就業（選考）場所までの略図（道順）<br><br>最寄りの駅・バス停から徒歩（　　）分 | | | |

| | | |
|---|---|---|
| 職　種 | | 採用人数<br>人 |
| 年　齢 | 歳位まで ・不問 | |
| 雇用形態<br>雇用期間の定め<br>試用期間<br>（〃条件） | ・常用(ﾌﾙﾀｲﾑ)・ﾊﾟｰﾄ・臨時・派遣・(　　)<br>・無・有（　　月　　日～　　月　　日）<br>（　　年・月・日）更新：有・無<br>・無・有（　　日・か月）<br>（賃金等　　） | |
| 就業場所 | 線　　駅・バス停から徒歩　　分<br>屋内の受動喫煙対策<br>転勤の可能性 | |
| 仕事の内　容 | テレワーク（可・不可）<br>変更範囲： | |
| 学　歴 | （履修科目） | |
| 必要な経験・免許資格 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 賃金形態 | ・月給 ・日給月給 ・日給 ・時間給 | | |
| 毎月の賃金・税込 | 基本給　　円～　　円<br>［日給・時間給　　円～　　円］ | | |
| | 定期的に支払われる手当<br>手当　　円<br>手当　　円<br>手当　　円 | その他の手当等付記事項 | |
| | 合 計 | 円～　　円 | |
| 固定残業代 | 時間　　円　超過分追加支給 | | |
| 通勤手当 | ・全額　　・なし<br>・定額（最高　　円まで） | | |
| 賃金締切日 | 毎月　　日・その他（　　） | | |
| 賃金支払日 | 毎月　　日・その他（　　） | | |
| 昇　給 | ベースアップ込みの前年度実績　　円～　　円 | | |
| 退 職 金 | 有（　　年以上勤務） ・ 無 | | |
| 賞　与 | （前年度実績）　　回・計　　月分<br>または　　円～　　円 | | |
| 事業所・求人条件に係る特記事項 | | | |

大阪府立母子・父子福祉センター / 母子家庭等就業･自立支援センター職業紹介所

資料５

# 自立支援センター舞洲の概要

令和８年４月（８年1月調査）に公表された「ホームレスの実態に関する全国調査」において、大阪府内のホームレスの人の数は、全国で最も多い８０３人となっています。

また、令和３年度の厚生労働省の生活実態調査では、ホームレスの方の約１８%が「就職して自活したい」と望んでおり、その半数が現に求職活動を行っているという状況にあります。

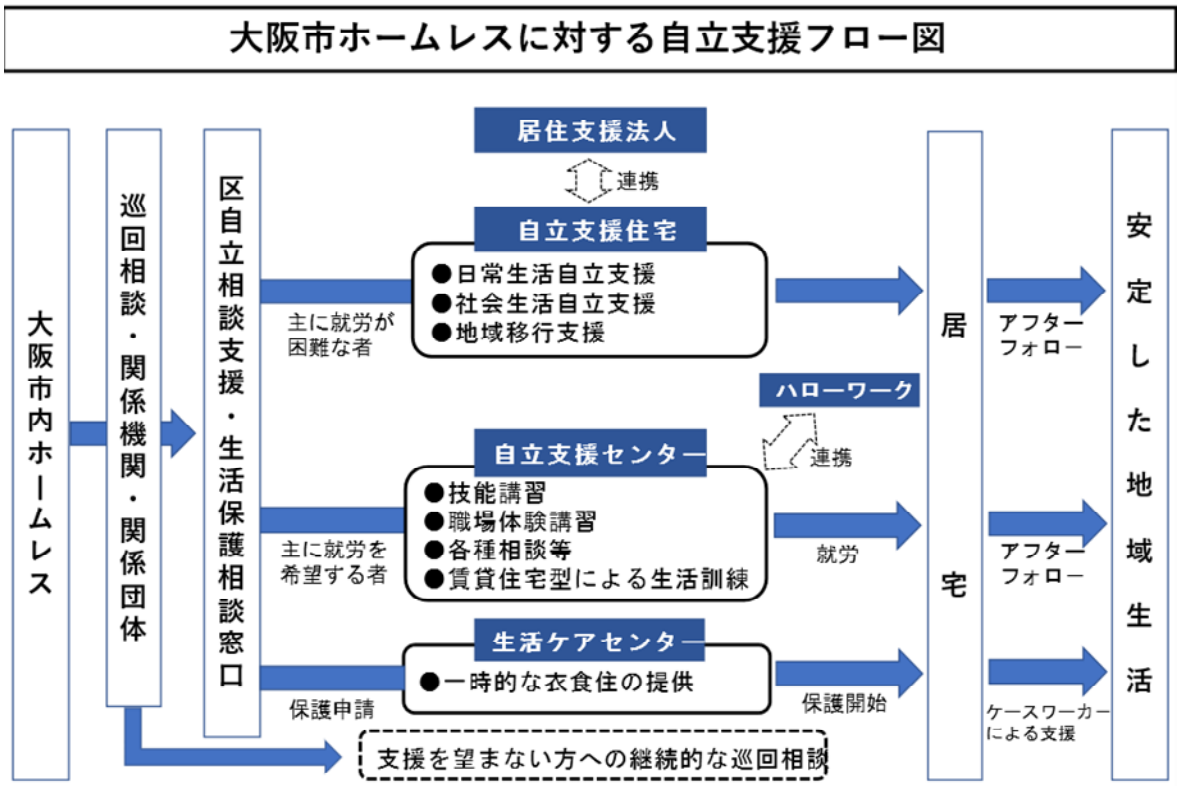
自立支援センターは、これらの「就労意欲があり」かつ「働ける状態にある」人たちを対象に、就労による自立を支援するための入所施設です。

この施設は、国の補助を受け、令和８年４月現在、大阪市が１ヵ所設置しています。

## ■　自立支援センター一覧（令和８年４月現在）

| 施　設　名　称 | 設　置<br>主　体 | 定員 | 所　　在　　地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|
| 自立支援センター舞洲 | 大阪市 | 101人 | 大阪市此花区北港白津<br>２－１－５６ | 06-6462-1765 |

## ■　自立支援センターにおける支援の流れ



■　**自立支援センターでの支援内容について**

自立支援センターでは、入所したホームレスの方に次のような支援を行っています。

①　健康診断　　入所された方に健康診断を実施し、就労に支障のある疾病等がないか確認します。疾病等が見つかった場合、軽度の疾病等の場合、通院により早期回復を図ります。

②　生活相談　　負債等の法律相談や就労に向けたﾓﾁﾍﾞｰｼｮﾝｱｯﾌﾟ等のケアを行います。

③　生活訓練　　毎日のセンター内の清掃などの日課を通じて通常の生活リズムを取り戻します。

④　生活支援　　食事、入浴、衣類や日常生活用品等の貸与など衣食住全般の支援を行います。

⑤　就職活動　　センター内で、週に４回、国の公共職業安定所（ハローワーク）の職業相談員が個別に職業相談や求人情報の提供等を行うなど、就職活動の支援を行います。またキャリアカウンセリングや再就職支援なども行っています。

⑥　技能講習　　介護初任者講習、パソコン講習、ビルクリーニング、フォークリフト運転等約40種類のメニューを用意しており、希望職種に応じて2種類の受講ができます。

⑦　実地訓練　　道路・公園等の除草清掃等に従事します。

⑧　貸与金制度　求職活動中に必要な交通費や食費等の必要経費を貸与するなどの経済的支援を行います。

⑨　保証人制度　「就職及び住宅賃貸者・身元保証人制度」などの制度を利用します。

⑩　就労後支援　住居の斡旋、各種法律相談、安定就労にかかる相談等を行います。

■　**入所期間**

原則として３ヶ月以内で就職決定後、住居が決まるまでの間です。
ただし、最大６ヶ月まで延長することができます。

■　**就職状況**

就職率は平均約５０％となっています。
就職先の業種は、清掃業、警備業、建設業が多くを占めていますが、製造業、サービス業、飲食業、運送業その他入所者の職歴やニーズ・適性等に応じて多種多様なものとなっています。

■　**入所者の年齢**

平均約４３歳（令和８年４月末現在）となっています。

**<u>※トライアル雇用制度</u>**

自立支援センターの入所者をハローワークなどを通じて雇用した場合、国のトライアル雇用制度が適用され、雇用主には、１人につき、月額40,000円が最大３ヶ月間支給されます。



資料６

# 大阪ホームレス就業支援センターの概要

令和８年４月（8年1月調査）に公表された「ホームレスの実態に関する全国調査」において、大阪府内のホームレスの人数は、全国で最も多い８０３人となっています。

また、令和３年度の厚生労働省の生活実態調査では、ホームレスの方の約１８%が「就職して自活したい」と望んでおり、その半数が現に求職活動を行っているという状況にあります。

大阪ホームレス就業支援センターは、これらの「就労意欲があり」かつ「働ける状態にある」人たちを対象に、個々に応じたきめ細やかな就労相談の実施及び民間事業所等からあらゆる就業機会を開拓、提供など、自立を支援するための団体です。

この団体は、国の委託事業を受け、令和８年４月現在、大阪府、大阪市、(公財)西成労働福祉センター、(社福)大阪自彊館、(社福)みおつくし福祉会、(社福)みなと寮、連合大阪、(一社)大阪労働者福祉協議会、NPO釜ヶ崎支援機構で構成しています。

## ■　大阪ホームレス就業支援センター（令和８年４月現在）

| 施　設　名　称 | 設　置<br>主　体 | 設立 | 所　　在　　地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|
| 大阪ホームレス就業支援センター | ９団体 | 平成<br>17年 | 大阪市西成区萩之茶屋<br>３－６－２９ | 06-6645-1951 |

## ■　大阪ホームレス就業支援センターでの支援内容について

ホームレス就業支援センターでは、ホームレスの方に次のような支援を行っています。

①　就労支援　　就労支援相談をはじめ、就職情報の提供、就職後のフォロー等、一貫したきめ細かな就業支援を行います。また、公的就労現場において労働習慣の体得や技能向上を図るための指導を行います。

②　就業機会　　支援対象者の適正やニーズに応じて、求人、請負仕事、内職、職場体験講習といったあらゆる仕事の開拓を行います。また、企業等へ啓発やPR活動を行います。

③　職場体験　　事務所等で実際に働くことを体験することにより、就業に対する不安の解消及び就業意欲の助成等を図ります。

④　就職ｾﾐﾅｰ　　就職に必要なノウハウの習得等を目的に、キャリアカウンセラーによるセミナーを実施します。また、必要に応じて専門セミナーや個別カウンセリングを実施し、就労意欲の助長を図ります。

⑤　地域貢献　　各種イベントの後片付けや社会福祉施設等の除草清掃作業など、地域の活性化に貢献できる事業を実施するとともに、就業機会を提供します。

資料７

# 地域若者サポートステーションの概要

地域若者サポートステーションは、働くことに対して様々な悩みを抱え、ニート状態に陥っている若者等に対して、仕事に求められる知識・スキルだけでなく、働く自信の回復といった職業意識の啓発や社会適応の促進といった多様な支援を行うことで、就労に向かうよう支援する施設です。

## ● 対象となる方

原則、15 歳から 49 歳で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者のうち、就職に向けた取組みへの意欲が認められ、ハローワークにおいても就職を目標にし得ると判断した者及びその家族。学校連携支援については、高校、大学等を中退した者（中退予定者を含む）。

## ● 支援内容

１　個別相談

- キャリア・コンサルタント等による個別相談を行い、一人ひとりに合わせた支援メニューを作成します。
- メンタル面のサポートが必要な場合は、臨床心理士等による心理カウンセリングを行います。
- 必要に応じて適切な支援機関・団体（保健・医療・福祉機関など）へ誘導します。

２　学校連携支援

- 学校（高等学校、専修学校、大学若しくは短期大学等）との連携により、学校中退者等を地域若者サポートステーションへ結び付け、キャリア・コンサルタント等による支援などを行います。

３　支援プログラム

- コミュニケーションスキルアップのためのワークショップ、就労支援セミナー、職場体験などの多様なプログラムにより、「働く」ことに対する自信や意欲の向上をめざします。

注）職業紹介・就職斡旋を直接行うのではなく、就職活動に足を踏み出せるよう支援する施設です。
支援メニューの内容は、各地域若者サポートステーションによって異なります。
詳しくは各地域若者サポートステーションへお問合わせください。

## ● 支援のためのネットワークの構築

これらの支援を行う際には、一人ひとりの置かれた状況に合わせた個別の対応、また、継続的な支援が必要となります。

そこで地域若者サポートステーションが拠点となり、国・地方自治体の若者支援機関、教育機関、保健・医療・福祉機関、民間支援団体（NPO 法人）、地域社会とネットワークを結び、連携して支援を行っています。

※大阪府内の地域若者サポートステーション一覧（令和 8 年 4 月 1 日現在）

| | 住所 | 電話番号 | FAX |
|---|---|---|---|
| OSAKA しごとフィールド<br>大阪府地域若者サポートステーション | 大阪市中央区北浜東 3-14　エル・おおさか本館 2 階 | 06-4794-9200 | 06-6232-8581 |
| 大阪市地域若者サポートステーション | 大阪市西区靭本町１-16-14　ハローライフ 2 階 | 06-6147-3285 | |
| 三島地域若者サポートステーション | 高槻市高槻町４-１７ | 072-668-4632 | 072-668-4632 |
| 泉州地域若者サポートステーション | 泉佐野市下瓦屋 222-1　泉佐野市立北部市民交流センター本館 2 階 | 072-464-0002 | 072-464-0154 |
| 中河内地域若者サポートステーション | 東大阪市高井田元町 2-4-6　岸田興産ビル　２階受付 | 06-6787-2008 | 06-6787-2018 |
| 北河内地域若者サポートステーション | 枚方市岡東町 12-1　ひらかたサンプラザ１号館 3 階 305 号室 | 072-841-7225 | 072-841-7225 |
| とよの地域若者サポートステーション | 豊中市服部西町４-13-１豊中市立青少年交流文化館いぶき３階 | 06-6151-3017 | 06-6151-3037 |
| 南河内地域若者サポートステーション | 富田林市常盤町 3-17　リベルテタナカ 501 号 | 0721-26-9441 | 0721-26-9445 |
| 堺地域若者サポートステーション | 堺市北区百舌鳥赤畑町 1 丁 3 番 1　堺市三国ヶ丘庁舎 5 階 | 072-248-2518 | 072-248-0723 |

資料８

# 自立相談支援機関（生活困窮者自立支援制度）の概要

生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体において自立相談支援機関を設置し、生活や仕事などに困っておられる方からの相談を受けて、本人が自立した生活を送ることができるよう、本人に寄り添いながら、個々の事情に応じた包括的・継続的な相談支援及び就労その他の支援を行っています。

大阪府内においては、福祉事務所設置自治体の３４市町及び大阪府（福祉事務所を設置していない、島本町を除く９町村を所管）が自立相談支援機関（別紙参照）を設置し、生活困窮者に対する支援を行っています。

■生活困窮者自立支援法に基づく事業について

・自立相談支援事業（必須事業）

自立相談支援機関を設置し、相談支援員等が多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労その他自立に関する相談業務を実施。

・住居確保給付金の支給（必須事業）

離職等を原因として生活困窮状態となり、住居を喪失した者等に対して家賃相当額を有期（最長９か月まで）で支給。

・就労準備支援事業（任意事業）

直ちに求職活動又は就労が困難な者に対して、就労に必要な知識及び能力向上のため必要な支援を有期（最長で1年）で実施。

・居住支援事業（シェルター事業）（任意事業）

住居喪失者に対して、一定期間宿泊場所や衣食の提供を実施。

・家計改善支援事業（任意事業）

家計管理に関する支援、滞納（税・公共料金等）の解消、債務整理に関する支援等を実施。

・生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業（任意事業）

生活困窮世帯（生活保護世帯含む）の子どもに対して進学等を目的とした学習支援、居場所の提供、世帯の自立に向けた親への養育支援等を実施。

・就労訓練事業

雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施する事業で、社会福祉法人、営利企業等の自主事業として実施。就労訓練事業の適切な実施を確保するため、都道府県知事等が事業を認定。

■指定管理者制度における評価事項について

行政の福祉化の一環として、公の施設の指定管理者制度の導入に当たり、就職困難層の雇用促進を図ることを目的に、自立相談支援機関の利用者の雇用を評価項目としており、職場環境整備等支援組織を活用した場合は、評価点が加算されます。現在、職場環境整備等支援組織（生活困窮者分野）として、大阪府は１機関を認定しており、具体的な機関については、資料９をご覧ください。

# 大阪府内自立相談支援機関窓口一覧（令和8年4月1日時点）

（大阪府地域福祉課作成）

| 自治体名 | 事業実施者 | 窓口名 | 住所 | 電話番号 | ＦＡＸ番号 | メールアドレス | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大阪市北区 | （社福）大阪市北区社会福祉協議会 | よりそいサポートきた | 大阪市北区扇町2-1-27 | 06-6809-2814 | 06-6809-1081 | soudan@osaka-kitakusyakyou.com | |
| 大阪市都島区 | （社福）大阪市都島区社会福祉協議会 | 生活自立相談窓口 | 大阪市都島区中野町2-16-20 | 06-4800-4800 | 06-4800-4802 | chiiki4@miyakorin.com | |
| 大阪市福島区 | （社福）大阪市福島区社会福祉協議会 | 生活あんしん相談窓口 | 大阪市福島区大開1-8-1 | 06-6468-6340 | 06-6468-6350 | fuku-anshin@clock.ocn.ne.jp | |
| 大阪市此花区 | （社福）大阪市此花区社会福祉協議会・<br>（社福）みおつくし福祉会共同体 | 自立相談支援窓口 | 大阪市此花区春日出北1-8-4 | 06-6466-9530 | 06-6460-0107 | shimin-soudan-konohana@miot-maishima.org | |
| 大阪市中央区 | （公社）大阪社会福祉士会 | くらしサポート中央 | 大阪市中央区久太郎町1-2-27 | 06-7507-1487 | 06-7507-1776 | mknq10057@office.eonet.ne.jp | |
| 大阪市西区 | （社福）みなと寮・<br>（社福）大阪市西区社会福祉協議会共同体 | 生活自立相談「ぷらっとほーむ西」 | 大阪市西区新町4-5-14 | 06-6538-6400 | 06-6538-6401 | nishi-soudan@minatoryo.jp | |
| 大阪市港区 | （社福）みなと寮・<br>（社福）大阪市港区社会福祉協議会共同体 | くらしのサポートコーナー | 大阪市港区市岡1-15-25 | 06-6576-9897 | 06-6571-7493 | minato-soudan@minatoryo.jp | |
| 大阪市大正区 | （社福）大阪市大正区社会福祉協議会 | インコス大正 | 大阪市大正区千島2-7-95 | 06-4394-9925 | 06-6555-5760 | incosu-taisho@bcc.bai.ne.jp | |
| 大阪市天王寺区 | （一社）ヒューマンワークアソシエーション・<br>（社福）リベルタ共同体 | サポート天王寺 | 大阪市天王寺区真法院町20-33 | 06-6774-9937 | 06-6774-9936 | tennoji-soudan@yarukimitekure.com | |
| 大阪市浪速区 | 有限責任事業組合大阪職業教育協働機構・<br>（一社）ヒューマンワークアソシエーション共同体 | くらしサポートセンターなにわ | 大阪市浪速区敷津東1-4-20 | 06-6536-8861 | 06-6536-8864 | naniwan@kf6.so-net.ne.jp | |
| 大阪市西淀川区 | （株）アソウ・ヒューマニーセンター・<br>（社福）大阪市西淀川区社会福祉協議会共同体 | 生活自立相談・就労支援窓口 | 大阪市西淀川区御幣島1-2-10 | 06-6471-8222 | 06-6471-8222 | nishi-info@ahc-net.jp | |
| 大阪市淀川区 | （社福）みなと寮・<br>（社福）大阪市淀川区社会福祉協議会共同体 | 生活自立相談窓口 | 大阪市淀川区十三東2-3-3 | 06-6195-7851 | 06-6195-7852 | yjiritsushien@lime.ocn.ne.jp | |
| 大阪市東淀川区 | （社福）大阪市東淀川区社会福祉協議会 | くらしのみのり相談窓口 | 大阪市東淀川区豊新2-1-4 | 06-6320-0231 | 06-6320-0232 | hysoudan@aroma.ocn.ne.jp | |
| 大阪市東成区 | （一社）ヒューマンワークアソシエーション・<br>（社福）リベルタ共同体 | 自立相談支援窓口 | 大阪市東成区大今里西2-8-4 | 06-6977-9126 | 06-4307-5987 | higashinari-soudan@yarukimitekure.com | |
| 大阪市生野区 | （社福）大阪市生野区社会福祉協議会 | くらしの相談窓口いくの | 大阪市生野区勝山南3-1-19 | 06-6717-6565 | 06-6717-6566 | iku-soudan@aroma.ocn.ne.jp | |
| 大阪市旭区 | （社福）リベルタ・<br>（一社）ヒューマンワークアソシエーション共同体 | くらし相談窓口 | 大阪市旭区大宮1-1-17 | 06-6953-2380 | 06-6953-2383 | kurashisoudanmado2380@yahoo.co.jp | |
| 大阪市城東区 | （社福）大阪市城東区社会福祉協議会 | 生活自立支援相談窓口・ウィズゆうゆう | 大阪市城東区中央3-5-45 | 06-6936-1181 | 06-6936-1181 | withyuyu1181@arrow.ocn.ne.jp | |
| 大阪市鶴見区 | （社福）大阪市鶴見区社会福祉協議会 | 自立アシスト相談 | 大阪市鶴見区横堤5-4-19 | 06-6913-7060 | 06-6913-7060 | tsurumi-assist@biscuit.ocn.ne.jp | |
| 大阪市阿倍野区 | （社福）大阪市阿倍野区社会福祉協議会 | 仕事・生活・自立相談あ文の | 大阪市阿倍野区文の里1-1-40 | 06-6622-9795 | 06-6622-9979 | abeno-konkyu@dune.ocn.ne.jp | |
| 大阪市住之江区 | （株）東京リーガルマインド大阪法人事業本部 | くらしアシスト住之江 | 大阪市住之江区御崎3-1-17 | 06-6682-9824 | 06-6682-9824 | assist-suminoe@lec.co.jp | |
| 大阪市住吉区 | （社福）大阪市住吉区社会福祉協議会 | 生活自立相談窓口 | 大阪市住吉区南住吉3-15-55 | 06-6654-7763 | 06-6654-7651 | sumiyoshi.konkyu@ivy.ocn.ne.jp | |
| 大阪市東住吉区 | （社福）大阪市東住吉区社会福祉協議会 | くらしサポート | 大阪市東住吉区東田辺1-13-4 | 06-6621-3011 | 06-6621-3012 | kurasapo@sawayaka-c.ne.jp | |

# 大阪府内自立相談支援機関窓口一覧（令和8年4月1日時点）

（大阪府地域福祉課作成）

| 自治体名 | 事業実施者 | 窓口名 | 住所 | 電話番号 | ＦＡＸ番号 | メールアドレス | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大阪市平野区 | （社福）大阪市平野区社会福祉協議会 | くらしサポートセンター平野 | 大阪市平野区背戸口3-8-19 | 06-6700-9250 | 06-6700-9251 | kurasapo1@pure.ocn.ne.jp | |
| 大阪市西成区 | （社福）大阪市西成区社会福祉協議会・<br>（社福）大阪自彊館共同体 | はぎさぽーと | 大阪市西成区岸里1-5-20 | 06-6115-8070 | 06-6115-8077 | hagi-support@adagio.ocn.ne.jp | |
| 堺市 | （社福）堺市社会福祉協議会 | 堺市生活・仕事応援センター<br>「すてっぷ・堺」 | 堺市堺区南瓦町2番1号<br>堺市総合福祉会館4階 | 072-225-5659 | 072-222-0202 | step.sakai@sakai-syakyo.net | |
| 豊中市 | 豊中市市民協働部くらし支援課 | くらし再建パーソナルサポートセンター | 豊中市北桜塚2-2-1 | 06-6858-5075 | 06-6858-5095 | roukai@city.toyonaka.osaka.jp | |
| | （社福）豊中市社会福祉協議会 | くらし再建パーソナルサポートセンター<br>@社会福祉協議会 | 豊中市中桜塚2-29-31 | 06-6848-1313 | 06-6841-2388 | tcpvc@gold.ocn.ne.jp | |
| | （一社）キャリアブリッジ | くらし再建パーソナルサポートセンター<br>@いぶき | 豊中市服部西町4-13-1 | 06-4866-5640 | | | |
| 高槻市 | 高槻市健康福祉部<br>福祉事務所福祉相談支援課 | 福祉相談支援課くらしごとセンター | 高槻市桃園町2番1号 | 072-674-7767 | 072-674-7721 | tak1717@city.takatsuki.osaka.jp | |
| 東大阪市 | 東大阪市生活支援部生活支援課 | 東大阪生活さいけん相談室 | 東大阪市荒本北1-1-1 | 06-4309-3182 | 06-4309-3848 | seikatsushien@city.higashiosaka.lg.jp | |
| | （株）東京リーガルマインド | 住居確保給付金相談窓口 | 東大阪市長堂1-8-37<br>ヴェルノール布施4階 | 06-6748-0102 | | seikatsushien@city.higashiosaka.lg.jp | |
| 枚方市 | 枚方市健康福祉部健康福祉総合相談課 | 枚方市自立相談支援センター | 枚方市大垣内町2丁目1番20号 | 072-841-1401 | 072-841-5711 | shien@city.hirakata.osaka.jp | |
| 八尾市 | （社福）八尾市社会福祉協議会 | 八尾市生活支援相談センター | 八尾市本町2-4-10<br>八尾市立社会福祉会館内 | 072-924-3761 | 072-924-3940 | yaojiritsu001@yaosyakyo.org | |
| 寝屋川市 | （社福）寝屋川市社会福祉協議会 | 寝屋川市社会福祉協議会 | 寝屋川市池田西町24番5号 | 072-812-2040 | 072-838-0166 | seikatu-shurou@neyagawa-shakyo.or.jp | |
| 吹田市 | （社福）吹田市社会福祉協議会<br>（社福）みなと寮 | くらしサポートセンターすいた | 吹田市泉町1丁目3番40号 | 06-6384-1350 | 06-6368-7348 | sfk-konkyu@city.suita.osaka.jp | |
| 岸和田市 | （社福）岸和田市社会福祉協議会 | 岸和田市自立相談支援センター | 岸和田市野田町1丁目5番5号 | 072-439-8255 | 072-431-1500 | support@kishisyakyo.net | |
| | 岸和田市福祉部福祉政策課 | 困窮者支援担当 | 岸和田市岸城町7番1号 | 072-423-9141 | | | |
| 池田市 | 池田市健康福祉部生活福祉課 | 福祉生活相談窓口 | 池田市城南1丁目1-1 | 072-752-1316 | 072-752-5234 | s-fukushi@city.ikeda.osaka.jp | |
| 泉大津市 | （社福）泉大津市社会福祉協議会 | 市民生活応援窓口 | 泉大津市東雲町9番12号<br>泉大津市役所1階ロビー | 0725-33-9254 | | | |
| 貝塚市 | 貝塚市健康福祉部福祉総務課 | 市民相談室 | 貝塚市畠中1丁目17番1号 | 072-433-7085 | 072-433-7088 | fukushisomu@city.kaizuka.lg.jp | |
| 守口市 | （一社）ヒューマンワークアソシエーション | くらしサポートセンター守口 | 守口市京阪本通2-5-5<br>守口市役所6階 | 06-6998-4510 | 06-6998-4512 | | |
| 茨木市 | 茨木市福祉部福祉総合相談課相談１グループ | くらしサポートセンター<br>「あすてっぷ茨木」 | 茨木市駅前三丁目8番13号 | 072-655-2752 | 072-620-1720 | seikatsu-shien@city.ibaraki.lg.jp | |

# 大阪府内自立相談支援機関窓口一覧（令和8年4月1日時点）

（大阪府地域福祉課作成）

| 自治体名 | 事業実施者 | 窓口名 | 住所 | 電話番号 | ＦＡＸ番号 | メールアドレス | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 泉佐野市 | （社福）泉佐野市社会福祉協議会 | 基幹包括支援センターいずみさの | 泉佐野市中庄1102 | 072-464-2977 | 072-462-5400 | info@izumisanoshakyo.or.jp | |
| | （社福）泉佐野市社会福祉協議会 | 包括支援センターしんいけ | 泉佐野市中庄1102 | 072-464-2366 | 072-462-5400 | info@izumisanoshakyo.or.jp | |
| | （社福）泉ヶ丘福祉会 | 佐野中圏域包括支援センター泉ヶ丘園 | 泉佐野市りんくう往来南5-17 | 072-468-8103 | 072-468-8104 | sanotyu_houkatu@izumigaokaen.or.jp | |
| | （社福）水平会 | 第三中圏域包括支援センターホライズン | 泉佐野市下瓦屋222-1<br>北部市民交流センター本館内 | 072-458-0088 | 072-458-0087 | 3hou@horizon.or.jp | |
| | （社福）常茂恵会 | 長南中圏域包括支援センターラポート | 泉佐野市長滝3672 | 072-490-2031 | 072-490-2033 | csw@tomoekai.or.jp | |
| | （社福）犬鳴山 | 日根野中圏域包括支援センターいぬなき | 泉佐野市土丸388 | 072-468-1170 | 072-468-1177 | houkatsuinunaki@inunaki.jp | |
| 富田林市 | （社福）富田林市社会福祉協議会 | 自立相談支援窓口<br>（あしたねっと富田林） | 富田林市常盤町1番1号 | 0721-25-1000 | 0721-69-8194 | tonsya8200@gmail.com | |
| | | 自立相談支援窓口<br>（あしたねっと富田林） | 富田林市寺池台1丁目9番15号<br>（富田林市役所金剛連絡所内） | 0721-28-3180 | 0721-28-3167 | | |
| 河内長野市 | 河内長野市まちインクルーシ部地域福祉高齢課 | 地域福祉高齢課 | 河内長野市原町1丁目1番1号 | 0721-53-1111 | 0721-53-1613 | koureifukushi@city.kawachinagano.lg.jp | |
| 松原市 | 松原市福祉部福祉総務課 | 福祉部福祉総務課 | 松原市阿保1丁目1番1号 | 072-337-3116 | 072-337-3007 | | |
| | （社福）松原市社会福祉協議会 | 生活応援センター | 松原市阿保1丁目1番1号<br>松原市役所東別館内 | 072-333-0294 | 072-335-1294 | | |
| | （社福）松風福祉会 | ぬくもり相談室 | 松原市南新町2丁目141番地の1<br>松原市人権交流センター内 | 072-330-7500 | 072-334-3900 | | |
| 大東市 | （社福）大東市社会福祉協議会 | くらしサポート大東 | 大東市谷川1丁目1番1号 | 072-870-9664 | 072-872-2189 | fukusei_ka@city.daito.lg.jp | |
| | （株）アソウ・ヒューマニーセンター | くらしサポート大東 | 大東市谷川1丁目1番1号 | 072-870-9664 | 072-872-2189 | fukusei_ka@city.daito.lg.jp | |
| | （一社）日本コーヒーフェスティバル実行委員会 | 大東市若者等自立サポートセンター | 大阪府大東市浜町3-7グレース１階 | 072-803-8174 | 072-803-8174 | daito.wakamono@gmail.com | 概ね15歳から39歳までの「不登校・ひきこもり・若年無業」などの支援 |
| | 特定非営利活動法人<br>セーフティネットワークおおさか | セーフティネットワークおおさか | 大東市曙町2-13三住ビル1階 | 072-392-5418 | 072-392-5418 | s-tera21@aioros.ocn.ne.jp | 概ね40歳から65歳までの引きこもり中高年層の自立サポート支援 |

# 大阪府内自立相談支援機関窓口一覧（令和8年4月1日時点）

（大阪府地域福祉課作成）

| 自治体名 | 事業実施者 | 窓口名 | 住所 | 電話番号 | ＦＡＸ番号 | メールアドレス | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 和泉市 | 和泉市市民生活部くらしサポート課 | 和泉市くらし・しごとサポートセンター | 和泉市府中町2-7-5 | 0725-99-8100 | 0725-41-1778 | support@city.osaka-izumi.lg.jp | |
| | 社会医療法人　ペガサス | ペガサス<br>いきいきネット相談支援センター | 和泉市上町81 | 0725-43-2010 | 0725-43-2414 | pegasus-shien@sirius.ocn.ne.jp | |
| | 社会福祉法人　和泉市社会福祉協議会 | 和泉市社会福祉協議会<br>いきいきネット相談支援センター | 和泉市幸二丁目5番16号 | 0725-41-3739 | 0725-41-3191 | s h akyo-hokubu@apricot.ocn.ne.jp | |
| | 社会福祉法人　悠人会 | サンガーデン府中<br>いきいきネット相談支援センター | 和泉市山荘町2-1-15 | 0725-46-3110 | 0725-46-2007 | sg_shiencenter@yujinkai.com | |
| | 社会福祉法人　芳春会 | ビオラ和泉<br>いきいきネット相談支援センター | 和泉市和気町三丁目4番24号 | 0725-46-0470 | 0725-46-0370 | sodanshien@viola-izumi.com | |
| | 社会福祉法人　大阪府社会福祉事業団 | 光明荘<br>いきいきネット相談支援センター | 和泉市伏屋町三丁目8番1号 | 0725-56-2003 | 0725-57-8138 | kms-csw@komyoso.jp | |
| | 医療法人　博我会 | プリムラ和泉<br>いきいきネット相談支援センター | 和泉市松尾寺町330 | 0725-54-1912 | 0725-54-2011 | purimura-csw@hakuga.or.jp | |
| | 医療法人　大泉会 | くろいし<br>いきいきネット相談支援センター | 和泉市黒石町566-1 | 0725-57-2266 | 0725-57-2267 | kuroishi-cs@daisenkai.jp | |
| | 社会福祉法人　和泉福祉会 | ひかりの園<br>いきいきネット相談支援センター | 和泉市下宮町141番地1 | 0725-92-1225 | 0725-92-2347 | hikarinosonocsw@guitar.ocn.ne.jp | |
| 箕面市 | （社福）箕面市社会福祉協議会 | 箕面市生活相談窓口 | 箕面市萱野5丁目8番1号 | 072-727-9515 | | soudan@minoh-syakyo.or.jp | |
| 柏原市 | （社福）柏原市社会福祉協議会 | 生活困窮者相談窓口「らいふあっぷ」 | 柏原市安堂町1-55 | 072-972-1507 | 072-971-1801 | life-up@kashiwara-shakyo.jp | |
| 羽曳野市 | （社福）羽曳野市社会福祉協議会 | 生活自立相談窓口 | 羽曳野市誉田4丁目1-1 | 072-958-2315 | 072-958-3853 | soudan@hasyakyo.net | |
| 門真市 | （社福）門真市社会福祉協議会 | 門真市社会福祉協議会 | 門真市御堂町14番1号<br>門真市保健福祉センター内 | 06-6902-6453 | 06-6904-1456 | | |
| 摂津市 | 摂津市保健福祉部生活支援課 | 生活困窮者自立相談支援窓口 | 摂津市三島1丁目1番1号 | 06-6170-1280 | 06-6383-9031 | seikatsushien@city.settsu.osaka.jp | |
| 高石市 | （社福）高石市社会福祉協議会 | 社会福祉法人高石市社会福祉協議会 | 高石市加茂4丁目1番1号<br>市役所別館1階 | 072-248-2667 | 072-265-7716 | takaishi3656@comet.ocn.ne.jp | |
| 藤井寺市 | 藤井寺市健康福祉部<br>生活支援課自立相談支援担当 | 生活困窮者自立相談支援担当 | 藤井寺市岡1丁目1番1号 | 072-939-1107 | 072-952-9503 | | |
| 泉南市 | （一社）泉南市人権協会 | ここサポ泉南 | 泉南市樽井1丁目2番8号 | 0120-968-141 | 072-447-8833 | | |
| 四條畷市 | （社福）四條畷市社会福祉協議会 | なわて生活サポート相談 | 四條畷市中野本町1番1号 | 072-877-2121 | 072-879-5955 | | |
| 交野市 | （社福）交野市社会福祉協議会 | 生活困窮者自立支援窓口 | 交野市天野が原町5-5-1<br>交野市立保健福祉総合センター内<br>（ゆうゆうセンター） | 072-895-1185 | 072-895-1192 | seikon@katano-shakyo.com | |
| 大阪狭山市 | （社福）大阪狭山市社会福祉協議会 | 生活サポートセンター | 大阪狭山市狭山1-862-5 | 072-368-9955 | 072-368-9933 | | |
| 阪南市 | （社福）阪南市社会福祉協議会 | 生活困窮者自立支援窓口 | 阪南市尾崎町1丁目18-15 | 072-447-5301 | 072-447-5305 | s-konkyu@hannanshi-shakyo.jp | |
| 島本町 | （社福）島本町社会福祉協議会 | 生活自立相談窓口 | 三島郡島本町桜井三丁目4番1号 | 0120-87-5417<br>075-962-5417 | 075-962-6325 | info@shimasyakyo.or.jp | |

# 大阪府内自立相談支援機関窓口一覧（令和8年4月1日時点）

（大阪府地域福祉課作成）

| 自治体名 | 事業実施者 | 窓口名 | 住所 | 電話番号 | ＦＡＸ番号 | メールアドレス | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大阪府箕面子ども家庭センター<br>（豊能町域・能勢町域） | （社福）大阪府社会福祉協議会 | 箕面子ども家庭センター<br>はーと・ほっと相談室 | 箕面市船場西三丁目８番22号<br>箕面市役所第二別館３階 | 080-8544-6764 | 072-739-6172 | | |
| 大阪府富田林子ども家庭センター<br>（太子町域・河南町域・千早赤阪村域） | （社福）大阪府社会福祉協議会 | 富田林子ども家庭センター<br>はーと・ほっと相談室 | 富田林市寿町2丁目6番1号 | 080-8544-6762 | 0721-25-1173 | | |
| 大阪府貝塚子ども家庭センター<br>（忠岡町域・熊取町域・田尻町域・岬町域） | （社福）大阪府社会福祉協議会 | 貝塚子ども家庭センター<br>はーと・ほっと相談室 | 貝塚市畠中一丁目17番２号 | 080-2505-8767 | 072-430-4322 | | |

資料９

## 「障害者等の職場環境整備等支援組織(生活困窮者分野)」について

大阪府では、公契約における就職困難者の就労支援を進めることを目的に、障がい者等の継続雇用のため、事業主における環境整備を支援する「障害者等の職場環境整備等支援組織」（以下「支援組織」という。）を認定しています。

本認定を受けた支援組織は、府の公契約において、次の（１）～（４）の生活困窮者の特性や事情等に配慮した働きやすい職場環境の整備等を行うなど、生活困窮者と事業主との間に立ち、双方を支援します。

【具体的内容】

生活困窮者自立支援制度に基づき、自治体に設置された自立相談支援機関の利用者（※）について、採用等の就労にかかわる諸活動を支援します。

※自立相談支援機関利用者とは、当該自立相談支援機関が、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画である「自立支援計画」を作成した者に限る。

（１）就労支援
- 雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）
- 職務分析
- 担当業務の切出し及び組立て

（２）ジョブマッチング　※新規雇用提案の場合
- 採用スケジュールの作成
- 受入環境の整備
- 就労希望者向け仕事説明会等の開催
- 採用予定者向け就労準備（体験等）の調整・実施　等

（３）定着支援
- 自立相談支援機関と連携した支援の調整（職場に慣れるまでの支援、一定期間経過後の支援、課題発生時の対応等）
- 共に働く従業者への研修等実施　等

（４）その他の支援
- 「訓練付き就労」を行う就労訓練事業所に関する認定取得など就労分野における社会貢献に取り組む場合の支援

「障害者等の職場環境整備等支援組織」（生活困窮分野）の詳細については、以下の大阪府ホームページを参照してください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/siensosiki_seikon/index.html

※令和８年４月現在、支援組織（生活困窮者分野）については、次の機関を認定しています。

## 1.　有限責任事業組合大阪職業教育協働機構（愛称　A´ワーク創造館）　【令和 2 年 7 月 31 日認定】

### ①　概要

○目　的　　中小企業で働く人や求職者への職業教育を通じた人材の育成及び就職困難者への就労支援等を行うことで、生活困窮者等をはじめとした就職困難者への雇用の促進を図る。また、経済社会の変化に対応した職業能力の開発・人材の育成を図り、中小企業主をはじめとする事業主の支援に寄与し、地域の職業生活の安定と産業の振興に貢献する。

○組合員

| 組合員(構成員)名称 | 所在地 |
|---|---|
| （一社）おおさか人材雇用開発人権センター | 大阪市中央区 |
| （一財）大阪府人権協会 | 大阪市港区 |
| （特非）おおさか若者就労支援機構 | 泉佐野市 |
| （特非）福祉のまちづくり実践機構 | 大阪市浪速区 |
| （株）ワーク 21 企画 | 大阪市浪速区 |

○設　立　　平成 20 年 10 月 27 日

### ②　就職困難者就労にかかる主な業務内容

| 区分 | 業務内容 |
|---|---|
| 就労支援 | ①　ビジネスマナー講座やパソコン講座のほか専門技術を学ぶ様々な講座を開設<br>②　職業適性検査や適職診断、キャリアカウンセリング等を提供<br>③　企業見学、就労体験や就労訓練の実施 |
| ジョブマッチング | ①　体験プログラムシートと事業所紹介シートを作成し、就労希望者の特性にあった職場をマッチング<br>②　自治体向け無料職業紹介業務支援システムの開発・提供<br>③　合同企業説明会等の開催 |
| 定着支援 | ①　定期的な就職者本人への聞き取り、企業へのアドバイス。<br>②　企業、就職者、自立相談支援機関との調整。 |
| 企業支援 | ①　中間的就労に向けた企業向けセミナーの開催<br>②　企業ごとの職務・作業をプログラム化し、体験等シートを作成。 |
| その他 | ①　「訓練付き就労」を行う就労訓練事業所に関する認定取得等への支援 |

### ③　大阪府における取組み

Ａ´ワーク創造館は、一般社団法人等５つの団体を組合員（構成員）として、人権、福祉、教育、産業など就労支援にかかせない知識と経験・ノウハウを持ち寄って運営している有限責任事業組合法による有限責任事業組合である。同組合では、生活困窮者をはじめとする就職困難者等の雇用促進を図る一環として、職業訓練や就労支援等を実施している。

大阪府では、大阪府他11市（参加自治体）の自立相談支援機関への中間的就労の協力事業所情報の提供及び、参加自治体から依頼を受けた相談者への中間的就労の実施に向けた事業所との調整に取り組み、生活困窮者等の就労機会の拡大を図ってきた。

資料１０

## 知的障がい者等の現場就業への取組みについて

### １）指定管理者制度における評価

行政の福祉化の取組みの一環として、知的障がい者等の雇用促進を図ることを目的に、「知的障がい者等の現場就業への取組み」を公の施設の指定管理者制度における評価項目としています。具体的には、当該現場において新たに知的障がい者等の雇用をする提案や、すでに当該現場に知的障がい者等が就業している場合の継続雇用等の提案について、評価しています。

また、大阪府では、公契約における就職困難者の就労支援を進めることを目的に、障がい者等の継続雇用のため、事業主における環境整備を支援する「障害者等の職場環境整備等支援組織」を認定しています。知的障がい者等の雇用にあたっては、「障害者等の職場環境等支援組織（障がい者分野）」（以下「支援組織」）の活用を推奨していることから、支援組織を活用し、知的障がい者等の職場定着等を支援する場合は評価の対象となります。（支援組織の詳細については、資料 11 をご確認ください。）

※　「知的障がい者等」とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）」第２条に規定する「知的障害者」、「精神障害者」をいいます。

※　なお、本就業（雇用）について、就労継続支援Ａ型事業所における雇用は含みません。

※　施設の特性等により、知的障がい者等の現場就業を評価項目の対象外としている施設もあります。詳細は募集要項をご確認ください。

### ２）知的障がい者等の現場就業状況の取扱いについて

**①　現在、知的障がい者等の雇用がない（０人）の施設の場合（新設施設を含む）**

当該現場において新たに知的障がい者等の雇用をする提案を評価します。

**②　現在、知的障がい者等の雇用が１人の施設の場合**

ア　現に就業中の知的障がい者等の雇用を継続する提案を評価します。

・現就業者に継続雇用の希望がある場合　→　その方を継続雇用してください。

・現就業者に継続雇用の希望がない場合　→　現行と同様の体制を維持し、現就業者と同数になるよう新規雇用を行ってください。

イ　アに加え、新たに知的障がい者等を雇用する場合は評価します。

**③　現在、知的障がい者等の雇用が２人以上の施設の場合**

現に就業中の知的障がい者等の雇用を継続する提案を評価します。

・現就業者に継続雇用の希望がある場合　→　その方を継続雇用してください。

・現就業者に継続雇用の希望がない場合　→　現行と同様の体制を維持し、現就業者と同数になるよう新規雇用を行ってください。

※　現に就業中の者に加え、新たに知的障がい者等を現場で雇用する場合は、清掃またはその他の業務で雇用してください。

※　雇用環境については、１週間あたりの労働時間が 30 時間以上、各種保険加入を原則とします。ただし、業務内容の事情等により、１週間あたりの総労働時間を別途定めている施設もあります。詳細は募集要項をご確認ください。

**雇用方法について**

**【直接雇用】**

当該施設における指定管理業務のうち、指定管理者が施設の清掃業務等を直接実施する場合において、その清掃業務等従事者として知的障がい者等を直接雇用する場合

**【委託先での雇用】**

施設の清掃業務等を外部へ委託する場合において、その清掃業務等従事者として知的障がい者等を当該委託先が雇用する場合

## ３）支援組織の活用について

新規雇用及び継続雇用において、支援組織を活用する場合は、最優先交渉権者（指定管理候補者）となった時点から、支援組織を活用して、雇用に向けた調整を始めてください。

最優先交渉権者に決定したら速やかに、支援組織を活用することについて、福祉部障がい福祉室自立支援課就労支援グループへ連絡してください。なお、資料 12 に支援組織による支援スケジュール例を示していますので、例を参考とし主体的に取り組むとともに、対応に遺漏なきようご留意ください。

支援内容については、「職場環境整備等支援組織活用実績報告書（知的障がい者等の現場就業）」により毎年度報告してください。

## ４）障がい者の職場定着支援について

知的障がい者等の現場就業にあたり、支援組織の活用を含め、以下の例を参考に、障がい者の職場定着の推進を図ってください。

＜職場定着支援の例＞

- 専任支援者の配置
- 地域の支援機関（障害者就業・生活支援センター、送り出し機関、医療機関等）との連携した支援体制の構築
- 個人の適性や希望を把握するための事前面談や業務分担の検討
- 仕事の手順や内容理解の促進、作業ミス軽減の工夫
- 障がい者のモチベーションを維持する仕組み
- 障がい者のキャリアアップ（技能開発、技術力向上等）の仕組み
- 働き続けるための社外での取組みや参加に対する支援
- 障がい者や専任支援者が孤立しないような相談窓口や社内支援体制の構築
- 課題解決のための支援体制の構築
- 障がい者理解促進のための社内研修

**【担当課】**福祉部 障がい福祉室 自立支援課 就労支援グループ（府庁内線：２４６５）

資料１１

## 「障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）」について

大阪府では、公契約における就職困難者の就労支援を進めることを目的に、障がい者等の継続雇用のため、事業主における環境整備を支援する「障害者等の職場環境整備等支援組織」（以下「支援組織」という。）を認定しています。

認定を受けた支援組織は、府の公契約において、障がい者等の特性や事情等に配慮した働きやすい職場環境の整備等を行うなど、障がい者と事業主との間に立ち、双方を支援します。

知的障がい者等の新規雇用または継続雇用にあたり、支援組織の活用をご提案いただく場合、支援組織の活用とは、次の（１）～（３）に示す職場定着などについて、事業主が支援組織に支援を求めることを指します。

なお、雇用に向けた調整は、最優先交渉権者（落札候補者）となった時点から始めなければなりません。

（１）職場のアセスメント
　雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）、職務分析、担当業務の切出し及び組立て

（２）ジョブマッチング（新規雇用の場合）
　採用スケジュール、雇用前実習の実施、受入環境の整備等

（３）定着支援
　職場に慣れるまでの間の支援、支援機関（送出し機関）との連携方策、一定期間経過後の支援、課題発生時の対応等

● 「障害者等の職場環境整備等支援組織」（障がい者分野）の詳細については、以下の大阪府ホームページを参照してください。
「「障害者等の職場環境整備等支援組織」（障がい者分野）について」
http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syokubakankyou.html

● 令和６年６月現在、支援組織（障がい者分野）については、以下の２機関を認定しています。

| | 名称 | 認定日 |
|---|---|---|
| 1 | 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合<br>（愛称：エル・チャレンジ） | 令和元年７月 26 日 |
| 2 | ＮＰＯ法人　大阪精神障害者就労支援ネットワーク（ＪＳＮ） | 令和２年７月 31 日 |

## １．大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合（愛称エル・チャレンジ）

**○ 目的**　清掃等の建物サービスを通じて、知的障がい等のある人たち対する就労訓練の実施や一般企業への就労支援システムづくりに取り組み、知的障がい者等の雇用の促進を図る。

**○ 組合員（所在地）**　社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会（大東市）
社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会（大阪市天王寺区）
株式会社 グッドウィルさかい（堺市堺区）
株式会社 ナイス（大阪市西成区）
社会福祉法人 精神障害者社会復帰促進協会（大阪市中央区）
一般社団法人 エル・チャレンジ（大阪市中央区）

**○ 設立**　平成 11 年５月６日

**■ 障がい者就労支援にかかる主な業務内容**

・就労支援事業 … 公的施設での清掃※等による就労訓練
・雇用促進事業 … 職場開拓、マッチング等
・職場定着支援 … 職場訪問・企業との連携による支援
・共同受注窓口 … 企業との協働等による福祉施設の受発注促進
・大阪ビルメンテナンス協会との協働 … 障がい者を雇用する事業者の支援スタッフを養成する雇用支援スタッフ養成講座やビルメン業界の内外に向けて障がい者雇用等を促進することを目的とした社会貢献セミナーの共同開催
・互助型（共済型）システム … 個人会員（勤労障がい者）や会員企業で働く障がい者を対象に、職場定着等の相談及び余暇の充実等に対応。会員企業向けの雇用管理や職場環境等の相談及び社内研修の企画等を実施。

※　日常清掃、定期清掃、ガラス・屋外清掃、除草その他、必要に応じての清掃業務等（高所及び危険場所等の清掃については困難な場合もある）、小規模なものから大規模な清掃まで、十分な経験を有する。

**■ 大阪府における取組み**

エル･チャレンジは、知的障がい者等の様々な支援に取り組んでいる社会福祉法人等６つの団体を組合員（構成員）として、知的障がい者等の雇用促進を図るため設立された中小企業等協同組合法による事業協同組合である。同組合では、知的障がい者等の雇用促進を図る一環として、組合員の行う建物サービス（清掃業）の共同受注等を行っている。

大阪府では、「行政の福祉化」の取組みの一環として、知的障がい者等の雇用を促進させるために、就労訓練から雇用の確保、そして定着指導までの一貫した就労支援システムの確立を図るエル・チャレンジに対し、訓練現場の提供を行うことにより、知的障がい者等の自立、就労機会の拡大を図ってきた。令和６年度までの訓練生は延べ 4,200 名を超え、そのうち 1,100 名以上が就職に繋がっている。

## ２．ＮＰＯ法人 大阪精神障害者就労支援ネットワーク（ＪＳＮ）

**○ 目的**　就労意欲のある精神障がい者等に対して、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業を始めとし、障がい者を雇用する企業を対象とした支援を行うなど、精神障がい者等の就労促進や自立に寄与する。

**○ 設立**　平成 19 年５月 21 日

### ■ 障がい者就労支援にかかる主な事業内容

・就労移行支援・就労定着支援 … 門真、茨木、新大阪、新大阪アネックス、東京において実施
・就労継続支援Ａ型　… デジタルサービスセンター大阪において実施
・ジョブコーチ支援　… ジョブコーチ派遣による定着支援
・企業支援事業　　… 障がい者雇用を検討する企業、すでに雇用している企業を対象とした支援
・発達障害支援事業　… 発達障害者等を対象にした働くを知る、学ぶ支援
・ＳＰＩＳ支援　　… 精神障がい者の就労継続支援雇用管理サポートシステムを活用した支援
・リワーク支援　　… 復職に向けた、当事者及び企業向けの支援
・出前講座　　… 就労支援のための医療機関向け出前講座

### ■ 大阪府における取組み

ＮＰＯ法人 大阪精神障害者就労支援ネットワーク（ＪＳＮ）は、精神科診療所の医師を中心に設立され、主として精神障がい者の就労支援を実施し、これまで約 600 名の就労を達成、約７割が働き続けている。

職場定着の取組みとしては、システム会社と共同で、精神障がい者の就労継続支援雇用管理サポートシステム（ＳＰＩＳ）を普及し活用するとともに、全国精神保健職親会の事務局を務め、中小企業家同友会に参加するなど、企業に対してのネットワーク構築と支援実績を持つ。

指定管理者制度　障がい者等の職場環境整備等支援組織による支援スケジュール（例）（指定期間の開始が４月１日で、支援組織の活用を提案した場合）

※以下は例示であり、これに限らず指定管理候補者（指定管理者）は主体的に取り組むこと

| | ０年目 | | | | １年目 | | | | | | | ２年目以降 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 時期 | 秋頃 | | ２月頃 | | ４月 | ６月頃（目安） | ７月 | 夏頃 | １０月末 | ２～３月 | ３月 | ６月頃（目安） | 夏頃 | ２～３月 | ３月 |
| 実施内容 | 指定管理候補者決定 | 指定管理者・支援組織の顔合わせ／支援に向けた打合せ<br>／行政の福祉化について認識合わせ<br>指定管理者から支援組織へ支援を依頼 | （指定管理者が交代する場合）引継式の実施 | （新規雇用が必要である場合）<br>雇用に向けた調整（現場訪問等） | 支援組織による支援（随時）<br>（職場のアセスメント、定着支援等）<br>指定管理　開始 | 支援組織による訪問支援等<br>（雇用に向けた調整・雇用後の定着支援等） | 雇用を実現できない場合、<br>指定管理者から施設所管課へ報告<br>（施設所管課から自立支援課へも共有） | 評価委員会・モニタリング | 「知的障がい者等の現場就業」の履行期限<br>（指定期間の初日から７月を経過する日まで） | 評価委員会・モニタリング<br>状況により関係者へ内容共有<br>（施設所管課→自立支援課→支援組織） | 「支援組織認定等審議会」にて支援組織の活動報告<br>状況により関係者へ内容共有<br>（自立支援課→支援組織） | 支援組織による支援（随時）<br>（職場のアセスメント、定着支援等）<br>支援組織による訪問支援等<br>（雇用に向けた調整・雇用後の定着支援等） | 評価委員会・モニタリング<br>状況により関係者へ内容共有<br>（施設所管課→自立支援課→支援組織） | 「支援組織認定等審議会」にて支援組織の活動報告<br>状況により関係者へ内容共有<br>（自立支援課→支援組織） | |
| 施設所管課 | | | ● | | | | ● | ● | | ● | | | ● | | |
| 指定管理者 | | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | | ● | | | ● | | |
| 支援組織 | | ● | (●) | ● | | ● | (●) | | | (●) | (●) | ● | (●) | (●) | (●) |
| 自立支援課 | | ● | ● | (●) | | | ● | | | (●) | ● | ● | (●) | | ● |

凡例　●：関わりあり　（●）：状況により関わりあり

資料１３

## 知的障がい者等の雇用及び職場定着を円滑に行うために
## ～事例紹介～

指定管理者による知的障がい者等の雇用及び職場定着にあたっては、ハートフル条例に基づき府が認定した「障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）」（以下「支援組織」）の活用を推奨しています。これまで、雇用及び職場定着が円滑に進んだ事例、また反対に事業者から提案されたものの履行困難であった事例を紹介します。ぜひ参考にしてください。

支援組織の詳細については、資料 11 をご確認ください。

### ➢ 障がい者雇用の経験が少なかったＡ社

**（１）提案の内容**

清掃業務における知的障がい者の雇用

**（２）取組み内容・工夫した点**

当該障がい者の就労訓練を行っていた支援組織のアドバイスに基づき、下記の取組みを実施

- 雇用を開始するまで障がい者本人の意識向上
- 障がい者本人が担当する業務の切り出し
- 専任支援者の人事異動に左右されない支援体制づくり等、社内体制の見直し

### ➢ 障がい者の職場定着に課題を感じていたＢ社

**（１）提案の内容**

清掃をベースとした業務における知的障がい者の雇用

**（２）取組み内容・工夫した点**

支援組織のアドバイスに基づき、下記の取組みを実施

- 困りごとがあったときに、当事者・現場の支援スタッフ・支援組織の三者で話し合いを実施した（状況に応じて、本社の人事担当者も参加）。
- 担当可能な業務か、まずは障がい者本人が取り組んでみて、出来ているかを確認しながら、業務の幅を広げていった（モチベーションの維持）。

⇒ いずれの事例も、提案通りの雇用と、その後の円滑な職場定着が実現した。

## ➢ 雇用する障がい者が確保できなかったＣ社

### （１）提案の内容

清掃、事務における知的障がい者等の雇用

### （２）取組み内容・提案が履行困難となった原因

- 提案時に想定していた業務と、障がい者のマッチングがうまくいかなかった。
- 現場において、障がい者の労務管理等の受け入れ体制についての理解が進まず、採用業務が滞っていた。

### （３）考えられる対策

支援組織を活用し、支援組織に相談したりアドバイスを受けたりしながら、業務の切り出しや体制づくりを進めていくことで、社内の障がい理解を深め、雇用管理のノウハウを得る。

## ➢ 雇用した障がい者が突然退職してしまったＤ社

### （１）提案の内容

清掃業務における知的障がい者の雇用

### （２）取組み内容・提案が履行困難となった原因

- 困りごとを相談する体制が明確に定まっておらず、障がい者本人が相談できなかった。
- 特定の従業員しか障がい者の業務指導や支援に携わっておらず、組織としてナチュラルサポート※が形成されなかった。

※ナチュラルサポートとは…

障がいのある人が働いている職場の一般従業員（上司や同僚など）が、職場内において（通勤も含む）、障がいのある人が働き続けるために必要なさまざまな援助を、自然もしくは計画的に提供することを意味する。

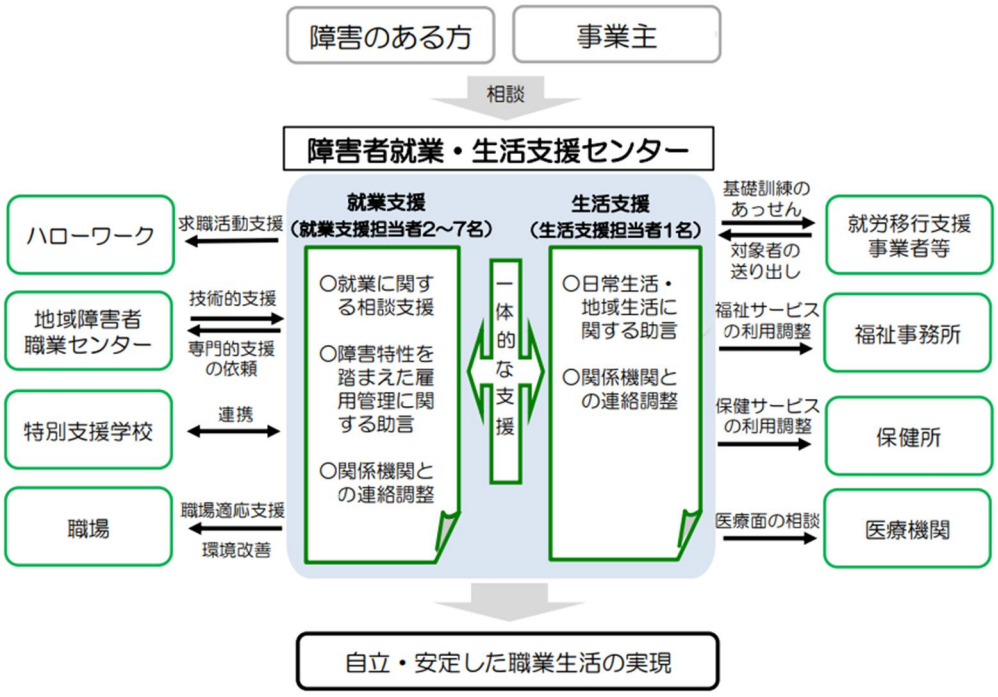
### （３）考えられる対策

- 支援組織を活用し、障がい者が働きやすい環境の整備についてアドバイスを受ける。
- 支援組織やその他地域の就労支援機関を交えた面談を行う。

資料１４

# 障害者就業・生活支援センターについて

障がい者の身近な地域において就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置しています。




**業務内容**

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

**＜就業面での支援＞**

○　就業に関する相談支援
- 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- 障がい者の特性、能力に合った職務の選定
- 就職活動の支援
- 職場定着に向けた支援

○　障がいのある方それぞれの障がい特性を踏まえた雇用管理についての職場（事業主）に対する助言

○　関係機関との連絡調整

**＜生活面での支援＞**

○　日常生活・地域生活に関する助言
- 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

○　関係機関との連絡調整

## 大阪府内の障害者就業・生活支援センター

| 名称 | 対象地域 | 所在地 | TEL<br>FAX |
|---|---|---|---|
| 大阪市<br>障害者就業･生活支援センター | 大阪市 | 大阪市天王寺区東上町 4-17<br>ワークセンター中授内 | 06-6776-7336<br>06-6776-7338 |
| 北河内東<br>障害者就業･生活支援センター<br>みぃーん | 大東市、四條畷市、<br>交野市 | 大東市住道 2-2<br>大東サンメイツ二番館 304 号 | 072-871-0047<br>072-889-1007 |
| 南河内南<br>障害者就業･生活支援センター | 富田林市、河内長野市、<br>大阪狭山市、太子町、<br>河南町、千早赤阪村 | 河内長野市長野町 5-1-301-3 | 0721-53-6093<br>0721-53-6095 |
| すいた<br>障がい者就業･生活支援センター | 吹田市 | 吹田市内本町 1-6-15 | 06-6317-3749<br>06-4867-3030 |
| 高槻市<br>障害者就業･生活支援センター | 高槻市、島本町 | 高槻市高槻町 4-17 | 072-668-4510<br>072-668-4530 |
| 八尾･柏原<br>障害者就業･生活支援センター | 八尾市、柏原市 | 八尾市楽音寺 1-85-1 | 072-940-1215<br>072-943-0294 |
| とよなか<br>障害者就業･生活支援センター | 豊中市 | 豊中市寺内 1-1-10<br>ローズコミュニティ・緑地 1 階 | 06-4866-7100<br>06-4866-7755 |
| 東大阪市<br>障害者就業･生活支援センター<br>Ｊ－ＷＡＴ | 東大阪市 | 東大阪市菱江 5-2-34<br>東大阪市立障害児者支援センター<br>レピラ 4 階 | 072-975-5711<br>072-975-5718 |
| 枚方市<br>障害者就業･生活支援センター | 枚方市 | 枚方市大垣内町 21-20<br>枚方市役所別館 1 階 | 090-2064-2188<br>072-857-0110 |
| 南河内北<br>障害者就業･生活支援センター | 松原市、羽曳野市、<br>藤井寺市 | 羽曳野市白鳥 3-16-1<br>木村ビル 4 階 | 072-957-7021<br>072-957-1604 |
| 寝屋川市<br>障害者就業･生活支援センター | 寝屋川市 | 寝屋川市境橋 26-1<br>障がい者総合相談支援センター内 | 072-813-4153<br>072-813-4151 |
| 泉州中<br>障害者就業･生活支援センター | 岸和田市、貝塚市 | 貝塚市近木町 2-27<br>森野ビル | 072-422-3322<br>072-447-6678 |
| 茨木･摂津<br>障害者就業･生活支援センター | 茨木市、摂津市 | 摂津市学園町 2-9-28 | 072-665-7670<br>072-665-7671 |
| 北河内西<br>障害者就業･生活支援センター | 守口市、門真市 | 守口市京阪本通 2-5-5<br>守口市役所 3 階 | 06-6994-3988<br>06-6994-3988 |
| 泉州北<br>障害者就業･生活支援センター | 泉大津市、和泉市、<br>高石市、忠岡町 | 和泉市府中町 1-8-3<br>和泉ショッピングセンター2 階 | 0725-26-0222<br>0725-26-0031 |
| 泉州南<br>障害者就業･生活支援センター | 泉佐野市、泉南市、<br>阪南市、熊取町、<br>田尻町、岬町 | 泉佐野市下瓦屋 222-1<br>泉佐野市立北部市民交流センター<br>本館 | 072-463-7867<br>072-463-7890 |
| 豊能北<br>障害者就業･生活支援センター | 池田市、箕面市、<br>豊能町、能勢町 | 箕面市稲 1-11-2<br>ふれあい就労支援センター3 階 | 072-723-3818<br>072-723-8803 |
| 堺市<br>障害者就業･生活支援センター<br>エマリス | 堺市 | 堺市堺区旭ヶ丘中町 4-3-1<br>堺市立健康福祉プラザ 4 階 | 072-275-8162<br>072-275-8163 |

資料１５

# （一社）おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）の概要

## １．目　的

Ｃ－ＳＴＥＰは、就職に際して困難な課題を抱える府民を支援し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的として大阪府をはじめ府内全市町村、企業、関係団体等で構成された団体です。

Ｃ－ＳＴＥＰは、府内全市町村が設置する「地域就労支援センター」との密接な連携を図り、就職困難者等の職業能力の開発や教育訓練等を実施し、Ｃ－ＳＴＥＰ会員企業・団体への職場体験を通してマッチングを行うなど、就職困難者等の雇用・就労の実現を支援する機関として、大阪府の労働行政施策や各市町村の地域就労支援事業において重要な役割を担っている一般社団法人です。

## ２．事業内容

（１）人材開発・養成事業

就職困難者の方々を対象に、個々の課題の発見と克服、職業観の醸成、ビジネススキルの体得を目的とした多様な人材開発・養成プログラムを実施しています。また、支援学校等生徒には企業と連携し、職場実習を行っています。

（２）就職マッチング事業

大阪府や府下市町村と連携のもと、各地域就労支援センターから推薦のあった就職困難者にヒアリングを実施し、会員企業にマッチングしています。平成 21 年度からは、支援学校等生徒の就労支援にも取り組んでいます。さらには、職場定着支援活動や企業訪問によって新たな職域の拡大を実施しています。

（３）情報発信・研究開発事業

求職者や求人側双方に資するため、雇用・就労に関する様々な情報の収集と発信、雇用・就労実態等の把握・分析のための調査研究を実施しています。研究結果や先進事例の共有化をはかるため啓発事業を実施しています。

## ３．会員数

869 団体（令和８年４月時点）





一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター

〒540-0028　大阪市中央区常盤町 1-3-8（中央大通ＦＮビル 14 階）

TEL(06)6940-6600　FAX(06)6910-6033　URL http://www.c-step.or.jp

【Osaka Metro 谷町線・中央線「谷町四丁目」駅下車 6 号出口徒歩 1 分】

# 大阪府障がい者サポートカンパニー　登録要件

【登録要件】

「大阪府障がい者サポートカンパニー」の主な登録要件は3つです

**① 大阪府内に本社または事業所を設置していること**
**② 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者雇用数が不足していないこと**
**③ 大阪府が実施する障がい者の雇用及び就労支援施策等への協力又は協力意思があること**

※障がい者雇用状況報告義務がない企業等も登録できます。（府障がい者雇用セミナー等への参加実績が必要です。）

※指定障害福祉サービス等の運営事業者も登録できます。（就労継続支援A型利用者を除き、1人以上かつ1年以上の障がい者雇用実績が必要です）

※特例子会社の場合、親事業主と障がい者雇用数を合算します。詳細は登録基準をご確認ください。

※労働関係、障がい福祉関係の法令遵守や障がい者虐待の事実がないことも要件です。

※大阪府暴力団排除条例該当者又は反社会的勢力と関係を有していないことも要件です。

※障がい者雇用数は、直前の国への報告時点（６月１日）または申請日時点で確認します。
（法定雇用率改定のため、令和８年度６月１日時点の場合は 2.5%、申請日時点の場合は 2.7%で確認します。）

【優良企業登録要件】

さらに、次の①～⑤のいずれかの要件を満たしている企業等は、「大阪府サポートカンパニー優良企業」として登録できます。

**① 法定雇用障がい者数を超える障がい者雇用**
**② 障がい者職場体験または実習の受入れ実績**
**③ 障がい者施設等への発注実績**
**④ 障害者雇用促進基金（大阪ハートフル基金）との協定締結**
**⑤ 大阪府施策への協力実績（ア～カのうちいずれか1つ以上）**

ア　大阪府主催の障がい者雇用・就労支援に係るセミナー等への協力実績
イ　大阪府精神障がい者社会生活適応訓練事業の協力事業所登録
ウ　大阪府ハートフルオフィス推進事業への協力実績
エ　難病患者の雇用実績
オ　大阪府主催の障がい者の文化芸術活動推進事業への協力実績
カ　手話普及取組実績

※障がい者雇用状況報告義務がない企業等は、府障がい者雇用セミナー等への参加実績がなしの場合でも、優良登録要件に該当すれば、優良登録が可能です。

※指定障害福祉サービス等の運営事業者は、④⑤のいずれかを満たしている場合に優良企業登録ができます。

詳細は登録基準をご確認ください。

資料１７

# 公正採用選考人権啓発推進員について

## １　「公正採用選考　人権啓発推進員」の選任について

企業の皆様方が人権問題を正しく認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を行っていただくため、大阪府及び厚生労働省大阪労働局では、「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」並びに「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」を定め、適正な採用選考システム等の確立に、中心的な役割を果たす担当者として、事業所内に「公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）」の設置をお願いしています。

## ２　「推進員」の主な役割について

選任された「推進員」の方々には、各種研修会等へ積極的に参加するなど、自己啓発に努めていただくと共に、主に次の役割を果たしていただくよう、お願いします。

① 企業内の公正な採用選考システムの確立と、人権問題への取り組みを推進する人事管理体制等の整備に向けて中心的な役割をお願いします。

② 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため、研修計画の策定及び実施に関して中心的な役割をお願いします。

③ 関係行政機関との連絡窓口をお願いします。

## ３　設置対象の事業所について

① 常時使用する従業員数が 25 人以上の事業所について、「推進員」の設置をお願いします。（但し、工場、支店、営業所等については人事権（採用権）を有する事業所。）

② ①の他、大阪府知事または公共職業安定所長が管轄する地域において、推進員を選任することが適当であると認める事業所。

＊特に大阪府においては、公益性の高い社会福祉法人、医療法人、学校法人や、事業として個人情報を取り扱うことの多い職業紹介事業者や結婚紹介事業者等については、25 人未満の事業所であっても「推進員」の設置をお願いしています。

## ４　「推進員」の選任または変更の報告について

所定様式または下記大阪労働局ホームページの報告フォームにより管轄の公共職業安定所へ提出することにより、管轄公共職業安定所長、及び大阪府知事への報告となります。

**大阪労働局ホームページ（公正採用選考人権啓発推進員選任・異動報告フォーム）**

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/hourei_seido/kosei/houkoku.html

## ５　従業員に対する人権啓発研修の実施・提出について

従業員に対して人権啓発研修を実施した時、企業内人権研修実施報告書を作成し、大阪府知事に提出してください。

## ６　「推進員」対象の「新任・基礎研修」について

大阪府では、厚生労働省大阪労働局と共催して、公正採用選考人権啓発推進員「新任･基礎研修」を開催しています。新たに「推進員」として選任された方、または以前から「推進員」に選任されていても、この研修を受講されていない方は、ぜひ受講していただきますようお願いします。（受講料：無料）

＊日程等、詳しくは大阪府ホームページ「採用と人権」
[https://www.pref.osaka.lg.jp/rosei/koseisaiyo/400-suisin-kensyu.html]
をご参照ください。

## 7　「推進員」制度に関するお問合せについて

① 大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 労政・労働福祉グループ 電話：06-6210-9518
② 厚生労働省 大阪労働局 職業対策課 電話：06-4790-6310
③ 管轄の各公共職業安定所 ＊次ページ参照

# ハローワーク（公共職業安定所）一覧

| ハローワーク | 〒 | 所　在　地 | 電話番号 | ＦＡＸ | 管　轄　区　域 |
|---|---|---|---|---|---|
| 梅　田 | 530-0001 | 大阪市北区梅田1-2-2<br>大阪駅前第2ビル16階 | 06-6344-8609<br>✆音声ガイダンス実施 | 06-6344-0840 | 北区、都島区、福島区、此花区、西淀川区、旭区<br>◎新規大学・高等学校・中学校卒業予定者の求人は大阪新卒応援ハローワークへ |
| 大阪新卒応援ハローワーク | 530-0017 | 大阪市北区角田町8-47<br>阪急グランドビル18階 | 06-7709-9455 | 06-7709-9458 | ◎ハローワーク梅田管轄事業所の新規大学・高等学校・中学校卒業予定者の求人受理 |
| 大阪東 | 540-0011 | 大阪市中央区農人橋2-1-36<br>ピップビル1階～3階 | 06-6942-4771<br>✆音声ガイダンス実施 | 06-6942-4784 | 中央区〈ハローワーク大阪西の管轄区域を除く〉<br>天王寺区、東成区、生野区、城東区、鶴見区 |
| 大阪西 | 552-0011 | 大阪市港区南市岡1-2-34 | 06-6582-5271<br>✆音声ガイダンス実施 | 06-4393-0577 | 西区、港区、大正区、浪速区、<br>中央区のうち安堂寺町、上汐１～２丁目、上本町西、瓦屋町、高津、島之内、心斎橋筋、千日前、宗右衛門町、道頓堀、東平、中寺、難波、難波千日前、西心斎橋、日本橋、東心斎橋、松屋町、南船場、谷町６～９丁目 |
| 阿倍野 | 545-0004 | 大阪市阿倍野区文の里1-4-2 | 06-4399-6007<br>✆音声ガイダンス実施 | 06-7711-6021 | 阿倍野区、住吉区、東住吉区、西成区、<br>住之江区、平野区 |
| 淀　川 | 532-0024 | 大阪市淀川区十三本町3-4-11 | 06-6302-4771<br>✆音声ガイダンス実施 | 06-6886-3868 | 淀川区、東淀川区、吹田市 |
| 堺 | 590-0078 | 堺市堺区南瓦町2-29<br>堺地方合同庁舎1～3階 | 072-238-8301<br>✆音声ガイダンス実施 | 072-238-8311 | 堺市 |
| 布　施 | 577-0056 | 東大阪市長堂1-8-37<br>イオン布施駅前店4階 | 06-6782-4221<br>✆音声ガイダンス実施 | 06-6783-6768 | 東大阪市、八尾市 |
| 岸和田 | 596-0826 | 岸和田市作才町1264 | 072-431-5541<br>✆音声ガイダンス実施 | 072-423-8609 | 岸和田市、貝塚市 |
| 池　田 | 563-0058 | 池田市栄本町12-9 | 072-751-2595<br>✆音声ガイダンス実施 | 072-751-5848 | 池田市、豊中市、箕面市、豊能郡 |
| 泉大津 | 595-0025 | 泉大津市旭町22-45<br>テクスピア大阪2階 | 0725-32-5181<br>✆音声ガイダンス実施 | 0725-22-2226 | 泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡忠岡町 |
| 藤井寺 | 583-0027 | 藤井寺市岡2-10-18<br>DH藤井寺駅前ビル3階 | 072-955-2570<br>✆音声ガイダンス実施 | 072-955-3770 | 藤井寺市、松原市、柏原市、羽曳野市 |
| 枚　方 | 573-0031 | 枚方市岡本町7-1<br>枚方ビオルネ6階 | 072-841-3363<br>✆音声ガイダンス実施 | 072-841-1101 | 枚方市、寝屋川市、交野市 |
| 泉佐野 | 598-0007 | 泉佐野市上町2-1-20 | 072-463-0565<br>✆音声ガイダンス実施 | 072-462-8689 | 泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡 |
| 茨　木 | 567-0885 | 茨木市東中条町1-12 | 072-623-2551<br>✆音声ガイダンス実施 | 072-623-2896 | 茨木市、高槻市、摂津市、三島郡島本町 |
| 河内長野 | 586-0025 | 河内長野市昭栄町7-2 | 0721-53-3081<br>✆音声ガイダンス実施 | 0721-53-3194 | 河内長野市、富田林市、大阪狭山市、<br>南河内郡 |
| 門　真 | 571-0045 | 門真市殿島町6-4<br>守口門真商工会館2階 | 06-6906-6831<br>✆音声ガイダンス実施 | 06-6908-8943 | 門真市、守口市、大東市、四條畷市 |

※求人情報提供・職業紹介・職業訓練関係の出先機関は掲載しておりません。

資料１８

# 保護観察対象者等の雇用の概要

犯罪をして刑に服した人たちや、非行をして少年院に入所していた人たちは、矯正教育を受けたあとには、地域に戻ってきます。その時に、仕事に就き、健全な仲間や安定した収入を得ることができないことは再犯リスクとなります。事実、法務省調査の矯正統計年報によれば、刑務所再入者の実に約７割が再犯時に無職であったという結果が出ています。

地域の安全・安心を実現するためには、事情を理解したうえで犯罪や非行をした人たちを雇用し、改善更生に協力する事業主の存在が不可欠であり、保護観察所では、そうした事業者の方々を「協力雇用主」として登録する制度を設け、雇用して就労継続に必要な生活指導や助言などに対して奨励金の支給など協力雇用主を支えるための様々な支援を行っています。

■保護観察対象者等

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、

① 保護観察処分少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年）
② 少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許された少年）
③ 仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された人）
④ 保護観察付執行猶予者（裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され、保護観察に付された人）

の計４種の人が“保護観察対象者”となります。

上記の保護観察対象者に、更生緊急保護の申出をした者（刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人で、親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、又はそれらのみでは改善更生できないと認められた人）、刑執行終了者等（刑事施設等から釈放された者のうち、改善更生を図るため援助の必要があると保護観察所が認め、その者の意思に反しないことが確認できた者）を加えて、“保護観察対象者等”といいます。

■大阪保護観察所への協力雇用主の登録

▼登録要件

登録要件は暴力団と関係がない（属していない・協力していない・周辺者でない）事業者であること。

▼登録の有効期限

登録に有効期限はありません。

ただし、登録の継続の意思確認の際（大阪保護観察所では概ね２年毎）に、その

回答が得られない、あるいは廃業等により実在が認められないときなどは、登録を抹消されることがあります。

▼登録の単位

本社の所在が大阪府内でなくても、府内の支社・事業所単位で登録できます。

▼登録方法

①から⑤の書類を大阪保護観察所に提出する必要があります。様式などは大阪保護観察所から案内がありますので、一度連絡してください。

①協力雇用主登録届

②暴力団と関係していない旨及び都道府県警察への暴力団関係照会に同意する旨の誓約書

③役員等名簿

④登記事項証明（写し可）。なお、個人事業主の場合は不要。

⑤本人確認書類（同上）。なお、役員全員分の提出が必要。

（登録申請・お問い合わせ）

| | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 大阪保護観察所 | 大阪市中央区大手前4－1－76<br>大阪合同庁舎第４号館５階 | 06－6949－6244 |

■大阪保護観察所による公共工事等の競争入札等における協力雇用主に関する証明書

地方公共団体による就労支援の取組みとして、公共工事等の競争入札等において協力雇用主を優遇する制度を導入する例が増えています。

協力雇用主が上記のような優遇制度を導入している府内の地方公共団体の公共工事等の競争入札等に使用する場合に限り、「協力雇用主」として登録している事実や、雇用期間の全部又は一部において保護観察対象者等であった人を雇用した（雇用している）事実について、大阪保護観察所に対し書類により申請をすれば、所長名の証明書を発行してもらえます。

（※申請にあたっては、すでに事情を知っている人事担当者が手続を行うなど、個人の犯罪歴や非行歴等に関する情報の拡散防止にご留意ください。）

以　上